

**「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技
大会に向けた政府の取組事項の進捗状況」
に係る資料集**

平成27年7月

**内閣官房
東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局**

【参考資料 1 目次】

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の取組事項の進捗状況」に係る資料集

1 . セキュリティ・安全安心 11

テロ対策

- 1.セキュリティ対策検討体制の設置（内閣官房、警察庁等）
- 2-a.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化（法務省、警察庁等）
- 2-b.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化（財務省、警察庁等）
- 3.大会運営に係るセキュリティの確保（警察庁等）
- 4.警戒監視、被害拡大防止対策等（防衛省）
- 5-a.NBC（核・生物・化学物質）テロ対策（厚生労働省、警察庁）
- 5-b.NBC（核・生物・化学物質）テロ対策（総務省、警察庁）

サイバーセキュリティ対策

- 6.サイバーセキュリティ推進体制の強化（内閣官房等）

防災・ライフライン・安全安心

- 7.首都直下地震対策の強化（内閣府等）
- 8.避難誘導対策の強化（内閣府等）
- 9.感染症対策（厚生労働省）

2 . 復興・地域活性化 22

東日本大震災被災地との連携

- 10.被災地と連携した取組の検討体制の設置（内閣官房、復興庁等）

大会と連携した地域交流・地域活性化

- 11.ホストシティ・タウン構想の推進（内閣官房、総務省、外務省、文部科学省等）

3 . 輸送24

CIQ（税関・入管・検疫・動植物検疫）

- 12. 出入国審査の円滑化（法務省等）
- 13. CIQ体制の強化等（法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省等）

観客・関係者の円滑な輸送

- 14. 首都圏空港の機能強化（国土交通省）
- 15. 空港アクセス等の改善（国土交通省）
- 16. 道路輸送インフラの整備（国土交通省等）
- 17. 大会開催時の輸送（警察庁、国土交通省）

4 . 外国人旅行者の受入30

外国人旅行者の受入

- 18. 「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興（内閣官房、観光庁等）
- 19. 多言語対応の強化（内閣官房、観光庁等）
- 20. 無料公衆無線LAN（総務省、観光庁等）
- 21. 医療機関における外国人患者受入環境整備（厚生労働省）
- 22. 外国人来訪者等への救急・防災対応（総務省）
- 23. 国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進（国土交通省）
- 24. 外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備（経済産業省）

5 . バリアフリー37

競技施設・公共施設等のバリアフリー、 障害者への理解

- 25. 大会に向けたアクセシビリティの実現（内閣官房等）
- 26. バリアフリー対策の強化（国土交通省等）
- 27. ICT化を活用した行動支援の普及・活用（国土交通省、総務省）

6 . スポーツ40

競技力の向上・国立競技場の整備等、 障害者スポーツ等の推進

- 28.強化・研究拠点のあり方（文部科学省等）
- 29.競技力の向上（文部科学省）
- 30.自衛官アスリートの育成及び競技力向上（防衛省）
- 31.射撃競技における競技技術の向上（警察庁等）
- 32.新国立競技場の整備等
- 33.国内アンチ・ドーピング活動体制の整備（文部科学省等）
- 34.Sport for Tomorrowプログラムの実施（文部科学省、外務省）
- 35.国内のオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの普及（文部科学省）
- 36.障害者スポーツの普及促進（文部科学省）
- 37.地域スポーツの推進（文部科学省）

7 . 文化・環境等50

文化プログラムの推進・支援等

- 38.文化プログラムの推進（内閣官房、文部科学省、外務省等）

大会と連携した和食・木材・花・畳・和装等日本の魅力の発信等

- 39.和食・和の文化の発信強化（農林水産省等）

クールジャパンの大会と連携した推進

- 40-a.クールジャパンの効果的なPRの実施（経済産業省等）
- 40-b.クールジャパンの効果的なPRの実施（内閣官房）

大会と連携した環境対策等への支援

- 41.環境配慮の推進（環境省等）
- 42-a.アスリート・観客の暑さ対策の推進（内閣官房等）
- 42-b.アスリート・環境にやさしい道づくり（国土交通省等）
- 43.大会と連携した水素・燃料電池の活用（経済産業省、国土交通省等）
- 44.スマートコミュニティの展開（経済産業省）

大会と連携したICT環境の整備

- 45.社会全体のICT化の推進（総務省等）

大会開催への最新の科学技術の活用

46.大会における最新の科学技術活用の具体化（内閣府等）

8 . その他 61

記念貨幣の発行

47.記念貨幣の発行等に向けた調査検討（財務省）

大会協賛宝くじ・記念切手の発行等

48.大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討（総務省、文部科学省）

記念自動車ナンバープレートの発行

49.記念自動車ナンバープレートの発行検討（国土交通省）

知的財産の保護

50.知的財産保護のあり方検討（経済産業省等）

受動喫煙の防止

51.受動喫煙防止対策の推進（厚生労働省、内閣官房等）

式典等大会運営への協力

52.式典等大会運営への協力検討（防衛省）

建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置

53.建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置（国土交通省等）

注：本資料は、平成27年7月24日開催の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（第1回）における「資料2 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の取組事項の進捗状況について」に基づいて作成。

注：内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室（略称：内閣オリパラ室）は、平成27年6月25日に廃止され、内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局（略称：内閣官房オリパラ事務局）に改編されている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の概要

第32回オリンピック競技大会

2020年（平成32年）

7月24日（金）～8月9日（日）＜予定＞

28競技（注）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車競技、卓球、馬術、フェンシング、柔道、バドミントン、射撃、近代五種、カヌー、アーチェリー、テコンドー、トライアスロン、ゴルフ、ラグビー

（注）競技の追加について組織委員会において審査中であり、平成27年9月末までにIOCに提案予定

第16回パラリンピック競技大会

2020年（平成32年）

8月25日（火）～9月6日（日）＜予定＞

22競技

アーチェリー、陸上競技、バドミントン、ボッチャ、カヌー、自転車、馬術、5人制サッカー、ゴールボール、柔道、パワーリフティング、ボート、射撃、シッティングバレーボール、水泳、卓球、テコンドー、トライアスロン、車椅子バスケットボール、車いすフェンシング、ウィルチェアラグビー、車いすテニス

第30回オリンピック競技大会（ロンドン）

・2012年（平成24年）

7月27日（金）～8月12日（日）

・204か国・地域

・26競技、302種目 参加選手数 約10,500人

第18回オリンピック競技大会（東京）

・1964年（昭和39年）

10月10日（土）～10月24日（土）

・93か国・地域

・20競技、163種目 参加選手数 約5,100人

第14回パラリンピック競技大会（ロンドン）

・2012年（平成24年）

8月29日（水）～9月9日（日）

・164か国・地域

・20競技・503種目 参加選手数 約4,200人

第2回パラリンピック競技大会【愛称】（東京）

・1964年（昭和39年）

11月8日（日）～11月12日（木）

・21か国・地域

・9競技・144種目 参加選手数 約370人

開催決定後の主な動き

下線は政府の動き

【平成25年】

- 9月 7日 IOC総会で東京が開催都市に決定
- 9月13日 下村文部科学大臣を東京オリンピック・パラリンピック担当大臣に発令
- 10月 4日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室の設置
- 10月 7日 JPCと打ち合わせ
以降、東京都と3回、JOCと4回、JPCと13回の打ち合わせを実施
- 10月11日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第1回)
- 11月14～15日 IOCオリエンテーションセミナー
- 11月～ 各府省庁との意見交換会(15省庁と実施)

【平成26年】

- 1月19～20日 IPCオリエンテーションセミナー
- 1月24日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会設立(理事会・評議員会・調整会議の実施)
以降、理事会は計5回、評議員会は計7回、調整会議は計8回開催
- 1月31日 関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会(第1回)
(同幹事会を、3月27日(第1回)、7月30日(第2回)に開催)
- 4月2～4日 IOCプロジェクトレビュー(第1回)
- 4月22日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議(第1回)
- 6月 2日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催運営に係る実務責任者による協議(事務局:組織委員会)(第1回)
- 6月～ 各府省庁との意見交換会(14省庁と実施)
- 6月25～27日 IOC調整委員会
- 7月18日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係省庁連絡会議
- 9月30日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議(第2回)
- 11月18～19日 IOCプロジェクトレビュー(第2回)
- 12月15～16日 IPCプロジェクトレビュー(第1回)

開催決定後の主な動き

下線は政府の動き

【平成27年】

- 1月15日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催運営に係る実務責任者による協議(事務局：組織委員会)(第2回)
- 1月27日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議(第3回)
- 2月27日 大会開催基本計画策定(組織委員会)
- 4月17日 関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会(第2回)
(同幹事会を、4月24日(第3回)に開催)
- 5月27日 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法 成立
- 6月3日 IPCエグゼクティブレビュー
- 6月25日 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 設置
遠藤利明東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣 就任
- 7月21日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議(第1回)

注：内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室（略称：内閣オリパラ室）は、平成27年6月25日に廃止され、内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局（略称：内閣官房オリパラ事務局）に改編されている。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 (競技大会の計画・準備・開催等を担当)

評議員会

理事会

【名誉会長】

御手洗 富士夫：一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長/
キヤノン株式会社代表取締役会長兼社長CEO

【会長】

森 喜朗：元内閣総理大臣/公益財団法人日本体育協会名誉会長

【副会長】

豊田 章男：一般社団法人日本経済団体連合会スポーツ推進委員会委員長/
トヨタ自動車株式会社取締役社長

丹羽 秀樹：文部科学副大臣 兼 内閣府副大臣

河野 一郎：独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

竹田 恆和：国際オリンピック委員会委員/公益財団法人日本オリンピック委員会会長

山脇 康：国際パラリンピック委員会理事/公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
日本パラリンピック委員会委員長

秋山 俊行：東京都副知事

【専務理事】

武藤 敏郎：株式会社大和総研理事長

顧問会議

政府をはじめ
各界代表者

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の体制図

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
本部長：安倍内閣総理大臣

遠藤東京オリンピック・パラリンピック大臣

大会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため行政各部の所管する事務の調整を担当

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局
事務局長 - 平田竹男 内閣官房参与
関係省庁等の職員で構成
(内閣官房オリパラ事務局)

各省庁が責任を持って開催準備及び関連する取組を担う



支援 ↓ 連携

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

東京都

JOC、JPC、地方公共団体 等

1 . セキュリティ対策検討体制の設置

【概要】

閣僚会議においてセキュリティ対策の進捗管理を行うことをIOCに対して明確化するとともに、関係府省庁によるセキュリティ幹事会、テロ対策WT及びサイバーセキュリティWTを平成26年10月に設置。今後の課題や緊密な連携についての確認とあわせ、計画・運営段階において関係機関を主導するシニア・セキュリティ・コマンダーとして警察庁次長を登録。

【体制】

オリパラ推進本部（本部長：安倍総理）*

IOCが設置を求める
TOGC (Tokyo Olympic
Games Council) に相当

オリパラ関係府省庁連絡会議（議長：杉田副長官）

セキュリティ幹事会

座長 - 内閣危機管理監

座長代理 - 内閣官房オリパラ事務局長、内閣官房副長官補（内政）、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）、警察庁次長（シニア・セキュリティ・コマンダー）

構成員 - 内閣官房（内政・オリパラ事務局・事態・内調・NISC）、内閣府（防災担当）、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、文科省、厚労省、経産省、国交省、海上保安庁、原子力規制庁、防衛省の局長級

オブザーバー - 東京都、組織委、警視庁、東京消防庁の幹部

事務局 - 警察庁、総務省、外務省、経産省、国交省、防衛省の協力を得て内閣官房（内政・事態・NISC）において処理

テロ対策WT

座長 - 内閣審議官（事態、内政）

座長代理 - 内閣審議官（オリパラ事務局）、警察庁審議官

構成員 - 関係省庁の課長級

オブザーバー - 関係機関の幹部

事務局 - 警察庁、国交省、防衛省の協力を得て内閣官房（事態・内政）において処理

サイバーセキュリティWT

座長 - 内閣審議官（NISC副センター長）

座長代理 - 内閣審議官（オリパラ事務局）、警察庁審議官

構成員 - 関係省庁の課長級

オブザーバー - 関係機関の幹部

事務局 - 警察庁、総務省、外務省、経産省、防衛省の協力を得て内閣官房（NISC）において処理

* 平成26年10月のセキュリティ幹事会設置当時は「オリパラ閣僚会議」

2-a . 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

【概要】

平成27年1月から、航空会社に対し、乗客予約記録（PNR）の報告を求め、外国人の入国審査に活用。また、平成28年1月を目途に、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）経由でのPNRの電子的取得を予定。

不審・危険動向等の未然防止に向け、情報収集・分析機能の強化と国内外の関係機関との連携強化等を推進。

< 入国管理局 >

【乗客予約記録（PNR）の報告】

「入国審査官は、航空機の到着前に航空会社等に乗客予約記録の報告を求めることができる。」（入管法第57条第8項）

（報告を求める項目）

- ・ 予約者に関する事項：身分事項、旅券番号等
- ・ 予約内容に関する事項：同行者、旅行代理店名等
- ・ 携帯品等に関する事項：手荷物の個数等

（乗客予約記録の活用例）

事前旅客情報（API）によって把握した要注意人物の乗客予約記録（PNR）の報告を求めることで、当該要注意人物の同行者を割り出し、同行者を含め厳格な審査を実施。

【参考：その他の水際対策の取組】

事前旅客情報（API）を活用し航空機が到着する前に、乗客名簿と要注意人物リストを照合

外国人に個人識別情報（指紋・顔写真）の提供を義務付け要注意人物リストと確実に照合

テロリスト等の入国防止に必要な出入国管理に資する情報の収集・分析機能の強化

< 公安調査庁 >

【検討・実施体制等】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部を設置（平成25年9月）

【情報収集・分析機能強化に向けた取組】

1 テロ等関連情報収集の強化

国際テロ関連の不審者・不穏動向に係る情報収集の強化
過激派等の大会開催上脅威となる国内外の団体等洗い出しのための情報網の構築

来日不審外国人関連情報収集のための情報網の構築

2 国内外の関係機関との連携強化

3 国民等への危険情報提供の強化

4 調査活動を支える人的・物的基盤整備

5 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（5月29日付国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）を受けた情報収集・分析等の強化，海外における邦人の安全の確保，水際対策の強化

2-b . 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

セキュリティ確保

外国から持ち込まれる脅威への対応

- シリアの邦人殺害テロ事件やチュニジアの銃撃テロ事件など最近の厳しいテロ情勢を受け、国内におけるテロの未然防止のため、テロ関連物資の国内流入を水際で阻止する必要。

【概要】

税関における、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた水際対策として、「セキュリティ確保」と「円滑な入国・通関」の両立が重要。

その両立を実現するためには、以下の3点がポイント。

- リスク分析に必要な事前情報の取得・活用
- 国内外の関係機関との連携強化
- CIQの人的・物的体制の充実・強化

円滑な入国・通関

入国旅客・輸入貨物の増加への対応

- 入国者数は平成26年で約3,000万人。特に、訪日外国人はここ2年で急増（836万人→1,341万人）し、今後更なる増加の見込み。
- 輸入貨物も増加。
（申告件数は10年で1.6倍）
- 大多数のリスクの低い入国者・貨物につき、円滑な入国・通関を確保する必要。

リスク分析に必要な事前情報の取得・活用

航空機旅客に係る事前情報の取得・活用

- 事前旅客情報（API）の報告を義務化（NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）による電子的報告も可）（平成19年2月施行）
- 旅客予約記録（PNR）の報告を求めることを可能にする規定を整備（平成23年10月施行）
- PNRもNACCSによる電子的報告を可能とする規定を整備（平成27年4月施行）
- 全旅客のPNRのNACCSによる電子的報告を求め、システム整備の完了した航空会社から順次報告される電子的PNRを活用した効果的・効率的取締りを実施（平成27年6月下旬～）

海上コンテナ貨物に係る積荷情報の出港前報告を原則義務化（平成26年3月施行）

航空貨物・国際郵便物に係る事前情報の電子的取得・活用を検討

国内外の関係機関との連携強化

警察・海上保安庁・入国管理局等の国内関係機関との連携による合同訓練・合同取締りの実施

税関相互支援協定等の締結により、外国税関当局との情報交換等を実施（平成27年6月現在：28ヶ国・地域）

CIQの人的・物的体制の充実・強化

「3.輸送 CIQ（税関・入管・検疫）」を参照

3 . 大会運営に係るセキュリティの確保

【概要】

テロや災害等に備え、情報収集・分析の強化、重要施設の警戒警備及び対処能力の強化、大会主催者等との連携強化等を推進。

平成27年6月、大会開催までにテロ対策を強力に推進していくため、「警察庁国際テロ対策強化要綱」を取りまとめ、競技施設等の設計段階からセキュリティの視点を盛り込むため、新国立競技場の設計に関する協議に参画するとともに、競技会場等予定地の実査に着手。

平成27年4月、大会に向けたセキュリティ協力を強化するための警察庁・英国内務省間意図表明文書に国家公安委員会委員長が署名。

情報収集・分析の強化

国の安全に対する脅威を的確に評価し、事案対処に万全を期すため、関連する情報の収集・分析の強化や違法行為の取締りを徹底。

重要施設の警戒警備 及び対処能力の強化

首相官邸、空港、原子力関連施設、米
国関係施設等の重要施設や鉄道等の
公共交通機関の警戒警備を徹底すると
ともに、テロ対処部隊等の対処能力を強
化。

大会主催者等との 連携強化

セキュリティ対策を講じる大会主催者、
関係機関との連携を強化するとともに、
地域住民や民間事業者等の協力を得
て行う官民一体のテロ対策を徹底。

「警察庁国際テロ対策強化要綱」の取りまとめ

大会開催までに各種テロ対策を
強力に推進。(H27.6)



日英意図表明文書への署名

警察庁と英国内務省間での
セキュリティ協力を強化。(H27.4)



新国立競技場設計協議への参画

競技会場等予定地の実査

競技施設等の設計段階からセキュリティの視点を反映。(H25)

4 . 警戒監視、被害拡大防止対策等

【概要】

競技会場周辺を含む我が国上空の警戒監視や、災害・テロ等が発生した場合の警察等の関係機関と連携した自衛隊による被災者救援・被害拡大防止に係る施策について検討を開始。

【具体的な取組（過去の実績を踏まえ現時点で想定されるもの）】

競技会場周辺を含むわが国上空の警戒監視

災害、テロ等が発生した場合の被災者の救援、被害の拡大防止等

その他、セキュリティ確保に向けた各種の政府レベルの取組への協力



北海道洞爺湖サミットや2010日本A P E C首脳会議の対応例

航空機等により、会場周辺空域等において所要の警戒監視を実施

不測事態に対処するため、特殊武器防護部隊等の待機態勢を強化

駐屯地等における警備の強化

・北海道洞爺湖サミット（平成20年7月7日～同月9日）
 ・2010日本A P E C首脳会議（平成22年11月13日及び14日）

（参考）

『立候補ファイル（日本語版）
 11大会の安全、セキュリティ及び医療サービス』（抜粋）

防衛省・自衛隊は、必要に応じて、国内法の定めるところにより、国土交通省により設定された競技会場上空の「飛行制限区域」や、競技会場周辺を含むわが国上空の警戒監視を実施し、関係省庁等に必要な情報を提供するとともに、その他所要の支援を実施する。

5-a . N B C (核・生物・化学物質) テロ対策

【概要】

「化学テロリズム対策についての提言」(厚生科学審議会健康危機管理部会、平成26年7月)において、東京大会等大規模国際イベントに備え、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、平成26年度に備蓄を開始。天然痘テロに備えたワクチン備蓄を引き続き実施。

厚生科学審議会

健康危機管理部会

特定事項の審議のため、2分科会と14部会を設置

化学テロリズム対策についての緊急提言

提言

厚生労働省は、国及び都道府県が備蓄することが適切な解毒剤等の医薬品の種類を定めるとともに、希少ゆえ、都道府県や医療機関レベルで購入することが非効率な医薬品を中心に、備蓄に向けた準備を行うこと。

なお、リスク分散の観点から、備蓄は国内の複数箇所で行える体制が望ましい。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模国際イベントの国内開催が予定される中で、化学テロ対応強化が必要

提言

発災から一定時間以内に初期投与できる体制を整えるべく、各都道府県の医療提供体制の実情に応じた備蓄及び配送に関する計画の策定を促すこと。

提言

解毒剤等の医薬品の確保と併せて、医療機関における受入体制の充実ならびに早期治療を開始するための病院前医療体制の向上に努めること。

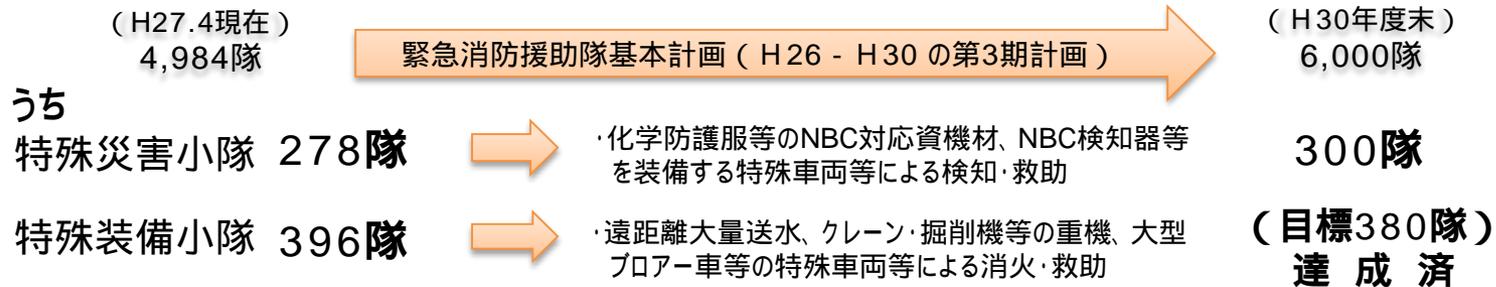
5-b . NBC (核・生物・化学物質) テロ対策

【概要】

NBC災害対応力強化のため、特殊災害部隊等の緊急消防援助隊の増隊・強化や、大型除染システム搭載車の首都圏近郊への配置、テロ災害への対応能力向上のための国と地方公共団体との共同訓練の充実強化等を進めるほか、対応に万全を期すため、消防機関等が今後取り組むべき課題及び対応策を「大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果」において取りまとめ、平成27年4月に公表。

具体的な取組

NBC災害対応力強化のため、特殊災害部隊等の緊急消防援助隊を増隊・強化。



除染活動（水洗浄等により要救助者に付着する危険物質を物理的に除去する）に用いる大型資機材を積載し、短時間に大量の除染が可能な大型除染システム搭載車や化学・生物剤検知器等のNBC対応の車両・資機材等を配備

NBC災害時における消防機関の活動マニュアルの見直し（H26.3）

- ・化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル
- ・原子力施設等における消防活動対策マニュアル

各種検知器による偽剤の測定など、消防大学校での実務講習（NBCコース）をより実戦に即したものに充実

国民保護事案への対応能力向上のため、国と地方公共団体の共同訓練を充実強化



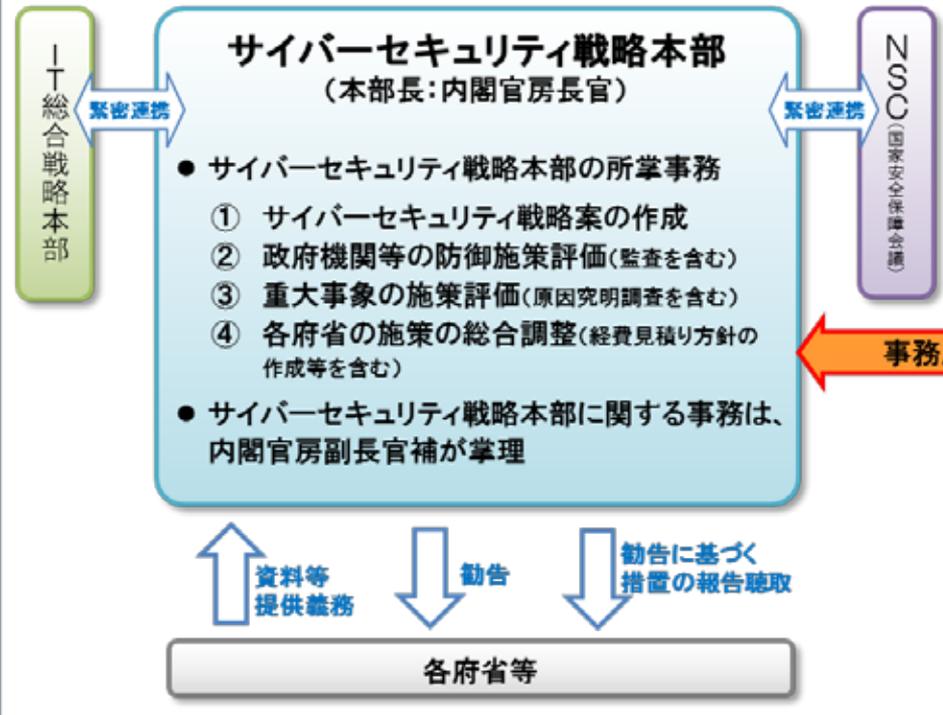
大型除染システム搭載車

6. サイバーセキュリティ推進体制の強化

【概要】

サイバーセキュリティ基本法の施行等に伴い、平成27年1月にサイバーセキュリティ戦略本部及び内閣サイバーセキュリティセンターを設置し、体制を強化。また、同法に基づく新たな「サイバーセキュリティ戦略」の策定に向けた検討を行っているところ。

1 サイバーセキュリティ基本法の制定



2 我が国の推進体制の機能強化に向けた取組

(1) 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)を内閣官房組織令に基づき設置。

内閣サイバーセキュリティセンター

- 内閣サイバーセキュリティセンターの所掌事務
 - GSOCに関する事務
 - 原因究明調査に関する事務
 - 監査等に関する事務
 - サイバーセキュリティに関する企画・立案、総合調整
- センター長には、内閣官房副長官補をもって充てる

(2) 今後、戦略本部の事務の稼働状況、オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた準備、サイバー空間における脅威の増大等の諸情勢を踏まえつつ、法制の追加的な整備等について引き続き検討。

3 新たな「サイバーセキュリティ戦略」(案)

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催、そしてその先の2020年代初頭までの将来を見据えつつ、今後3年程度の**基本的な施策の方向性**を示す。
- 「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を創出・発展させ、もって「**経済社会の活力の向上及び持続的発展**」、「**国民が安全で安心して暮らせる社会の実現**」、「**国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障**」に寄与することを目的とする。
- オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、**リスクの明確化、実践的対処体制の構築、十分な演習・訓練**を実施。

7 . 首都直下地震対策の強化

【概要】

大会の成功に向けて防災担当大臣と東京都知事の合意により、首都直下地震対策を推進するため、合同検討チームを設置し、平成26年6月より検討を開始。

【合同検討チームにおける検討テーマ】

具体的な検討テーマについては、以下の項目を念頭に置きつつ、合同検討チームにおいて合意したものをテーマとして選定

- ・政府災害対策本部・現対本部と都災害対策本部との連携
- ・立川広域防災基地の旧立川政府倉庫の活用
- ・帰宅困難者対策の推進
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック大会開催を見据えた首都直下地震対策特別措置法の基本計画に基づく各般対策の進捗状況の把握と課題の抽出

【合同検討チーム】

内閣府政策統括官（防災担当）
東京都危機管理監

分科会設置・
検討指示

検討状況・
結果を報告

【災害対策本部連携分科会】

内閣府参事官
東京都課長
（関係省庁・部局の参加）

【旧立川政府倉庫分科会】

内閣府参事官
東京都課長
（関係省庁・部局の参加）

【帰宅困難者対策分科会】

内閣府参事官
東京都課長
（関係省庁・部局の参加）

必要に応じて
分科会を設置

8 . 避難誘導対策の強化

【概要】

関係府省庁と東京都との「避難場所等のピクトグラムに関する関係省庁連絡会議」を平成26年7月に設置し、避難場所等のピクトグラムの標準化に向けた取組方針を平成27年3月に中間とりまとめ。

【避難場所等のピクトグラムに関する関係省庁連絡会議】

共同議長 - 内閣府政策統括官（防災担当）付大臣官房審議官
消防庁国民保護・防災部長

構 成 員 - 内閣官房（オリパラ室、強靱化室）、内閣府（防災担当）、消防庁、
経済産業省、国土交通省（水管理・国土保全局）、国土地理院、
観光庁、東京都の課長級

ワザバ - - 警察庁、国土交通省（都市局、水管理・国土保全局、道路局）の課長級
事務局 - 内閣府（防災担当）、消防庁

【連絡会議における検討内容】

- ・災害対策基本法改正により、指定避難所と指定緊急避難場所の周知に際して、区別を明確にする
必要があり、避難場所等のピクトグラム（ ）について検討し、整備につなげる。
- ・整備にあたっての課題を抽出

ピクトグラムとは避難標識表示に付される図記号

9 . 感染症対策

【概要】

エボラ出血熱、MERS等の諸外国の感染症発生動向を踏まえつつ、検疫体制の整備を進めている。検疫所職員については、平成26年度にエボラ出血熱対策のため30人の緊急増員を行うとともに、平成27年度に24人を増員。国内における対策として、平成26年度に感染症法を改正し、感染症に関する情報収集体制の強化を図った。また、風しんについて、平成32年度（2020年度）までの排除に向けて、平成26年度から都道府県等に対する抗体検査補助事業を実施。結核について、2020年までの低まん延国化を目標とし、平成26年度の感染症法改正により、結核患者に対する服薬支援体制を充実。

検疫業務

検疫所では、海外での感染症の流行状況や対応について、注意喚起を実施している。入国者に対して、サーモグラフィーによる体温測定や検疫官による呼びかけや質問を行い、必要に応じ、問診、検査等を実施するなど、必要な水際対策を行っている。



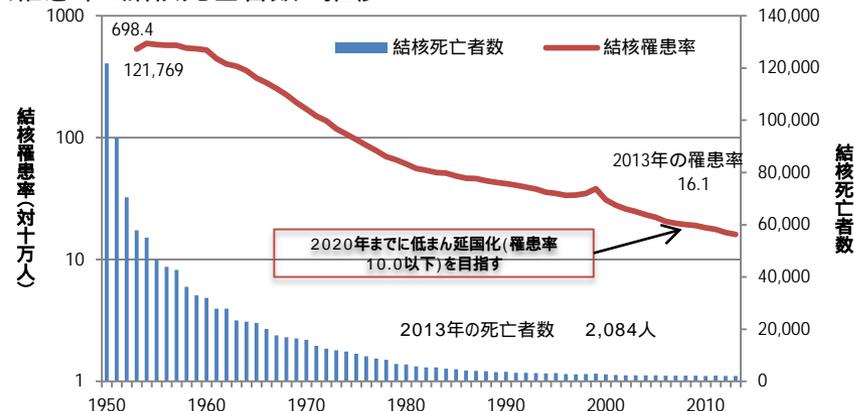
世界各地の感染症の発生状況

近年、エボラ出血熱（ギニア等）、MERS（サウジアラビア等）、鳥インフルエンザ（中国等）など、世界各地で新たに感染症が発生している。



2020年に向けて、諸外国の感染症発生状況を踏まえつつ、水際対策に万全を期すために必要な体制の整備を進める。

< 結核罹患率と結核死亡者数の推移 >



< 風しん対策 >

「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成26年厚生労働省告示第442号）に基づき各対策を実施

目標

早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、平成32年度までに風しんの排除を達成することを目標とする。

定期予防接種の実施

風しんの定期接種（1歳児、小学校入学1年前の2回）を実施。接種率の目標をそれぞれ95%以上とする。

成人に対する抗体検査・予防接種の推奨

風しんとその予防に関する普及啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）を実施。また、平成26年度から都道府県、保健所設置市、特別区に対する抗体検査補助事業を実施。

自治体に対する技術支援

風しん発生手順の手引き等を作成し、自治体に配布。

麻疹・風しん対策推進会議の開催

麻疹・風しん施策の実施状況に関する評価を行うとともに、必要に応じ当該施策見直すため、各専門家による麻疹・風しん対策推進会議を開催。

10 . 被災地と連携した取組の検討体制の設置

【概要】

組織委員会、被災3県等との「被災地復興支援連絡協議会」で大会が復興の後押しとなるよう被災3県と連携した取組について検討を平成26年7月より開始。また、組織委員会会長が同年6月に被災3県を訪問し、県知事と直接意見交換を実施。

これまでの動き

平成23年12月 「2020年オリンピック・パラリンピック招致に係る復興専門委員会」を設置
(事務局：東京都、委員長：東京都スポーツ振興局長)

- 日本での大会開催が東日本大震災被災地の復興に資すると想定される事項について検討するため、被災各県、スポーツ団体、東京都、招致委員会が一堂に会して意見を交換する場
(平成24年12月6日、復興専門委員会報告 1 復興専門委員会についてより抜粋)

平成24年12月最終報告：「**スポーツの力で未来をつかむ** **オリンピック・パラリンピック開催を被災地復興の力に**」

- 被災地復興の後押しや世界へのアピールの観点から、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い**実施すべき事業案を提言。「大会準備期間」「大会開催直前」「大会開催期間」「大会終了後」のそれぞれの段階に分け、計32事業（再掲含む）**を記載(東京都最終報告書ホームページより抜粋)。

検討体制の設置 — 被災3県と連携した取組 —

「被災地復興支援連絡協議会及び幹事会」(第1回)を開催(平成26年7月29日、事務局：組織委員会)岩手県、宮城県、福島県、東京都、組織委員会、復興庁、文部科学省、内閣オリパラ室等が参加



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が東日本大震災からの復興の後押しや世界に向けたアピールの原動力の一つとなるよう、岩手県、宮城県及び福島県と連携して取組を進めていく。

11 . ホストシティ・タウン構想の推進

【概要】

「ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議」で全国の自治体と大会参加国・地域の相互交流の推進について検討を平成26年7月に開始。

「経済財政運営と改革の基本方針2015」（抜粋）

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

『2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等は、日本全体の祭典であるとともに、世界に日本を発信する最高のチャンスとして、我が国が活力を取り戻す弾みとなるものであり、その開催に向け、政府一丸となって取り組む』

3 . まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化

[3] 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組

『東京大会を契機として、（略）ホストシティ・タウン構想の推進など東京大会と連携した地域交流・地域活性化、（略）を着実に進める』

ホストシティ・タウン構想の推進

「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議」を開催
（第1回：平成26年7月18日）

東京大会開催に向け、全国の自治体と参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から推進。

自治体の活動状況把握・アンケート調査や、自治体への参加よびかけなどを実施し、自治体向けアンケートの調査結果を平成26年12月に公表。



関係府省庁連絡会議（平成26年7月）

12 . 出入国審査の円滑化

【概要】

平成26年6月に成立した改正入管法に基づく出入国審査の円滑化措置として、出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」と認められた外国人について、自動化ゲートの利用対象とする制度を、平成28年中に開始予定。

「信頼できる渡航者」に係る自動化ゲートの利用

公布の日（平成26年6月18日）から起算して2年6か月を超えない範囲で政令で定める日から施行

「観光立国実現のためのアクション・プログラム2015」（平成27年6月，観光立国閣僚会議決定）改正入管法により、**出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人**を「**信頼できる渡航者**」（トラステイド・トラベラー）として特定し、自動化ゲートの対象とする制度の平成28年中の運用開始に向けて所要の準備を進める。

（現行の自動化ゲート対象者）

- ・日本人
- ・在留外国人
再入国許可を有する者
みなし再入国許可の対象者

+

（新たな自動化ゲート対象者）

- ・頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」、在留資格「短期滞在」に該当する外国人で、我が国への渡航歴や入管法違反歴等の法務省令で定める要件に該当する者

自動化ゲートの対象者は、事前に所定の登録手続（指紋情報等の提供が必要）を受けた上で、自動化ゲートを利用。

その他の「出入国審査の円滑化」に係る取組

平成26年度において、自動化ゲートを更新・増配備（**40台 70台**）。

顔認証技術を活用した自動化ゲートに係る実証実験を実施（平成26年8月～9月）し、その導入について検討。

改正入管法により、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可制度（**船舶観光上陸許可制度**）等を導入（平成27年1月施行）。

13 . CIQ体制の強化等

【概要】

出入国審査・税関・検疫に係る人的体制の充実・強化を図るため、平成27年度に、入国審査官202名、税関職員146名、検疫所職員24名、動植物検疫官17名を増員予定であることに加え、訪日外国人旅行者の急増等に対応するため緊急増員を実施予定。併せて、取締・検査機器の適正配備・有効活用等による物的体制の充実・強化を実施。また、馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫の実施のため、平成26年3月より東京都等の関係者との検討を開始。

平成27年7月24日開催のオリパラ推進本部（第1回）における「資料2 政府の取組事項の進捗状況について」に基づいて作成。

現状と課題

訪日外国人旅行者の増加

平成26年：訪日外国人旅行者数1,341万人
 平成26年6月：「日本再興戦略」改訂2014
 > 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催
 される平成32年までに訪日外国人旅行者数を2,000万人に

成田・羽田空港の発着枠の拡大、LCCの就航への対応
 迅速かつ適正な出入国審査・通関・検疫の確保
 鳥インフルエンザ、エボラ出血熱、MERS等世界各地での
 感染症や動植物の病気・害虫等の侵入リスクの増加
 非常駐の地方空港等には、近隣官署からの応援により対応



税関



入管

課題への対応



検疫



動植物検疫

取組状況と今後の対応

平成27年度に、**出入国審査・税関・検疫・動植物検疫に係る人的体制の充実・強化**を実施。

入国審査官を202名増員

税関職員を146名増員

検疫所職員を24名増員

動植物検疫官を17名増員

取締・検査機器の適正配備及び有効活用等による物的体制の充実・強化を実施。

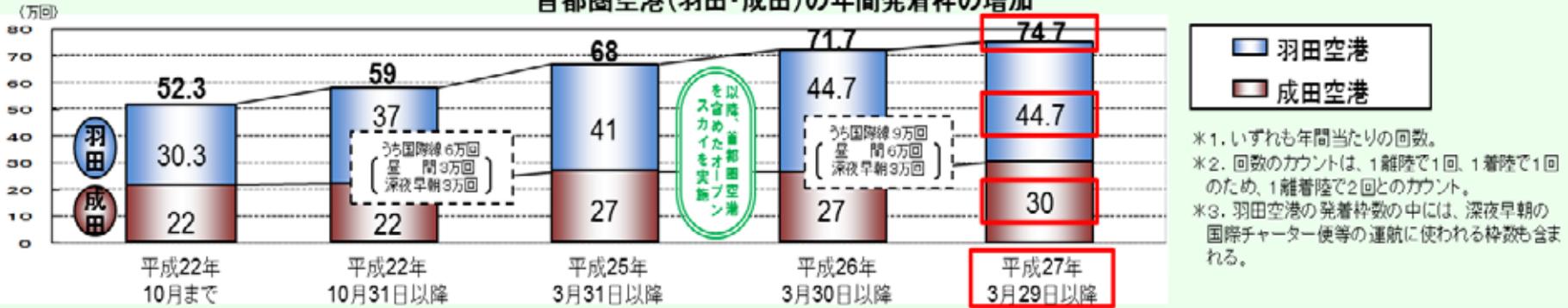
馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫の実施のため、平成26年3月より東京都等の関係者との検討を開始。

14. 首都圏空港の機能強化

【概要】

首都圏空港の機能強化については、平成26年8月に関係地方公共団体等が参画する「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」を設置し、羽田空港における飛行経路の見直し等の機能強化方策の具体化について協議を行うなど、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までの年間発着枠約8万回の拡大に向けた取組を最優先に進めているところ。

首都圏空港(羽田・成田)の年間発着枠の増加



※1. いずれも年間当たりの回数。
 ※2. 回数のカウントは、1離陸で1回、1着陸で1回のため、1離着陸で2回とのカウント。
 ※3. 羽田空港の発着枠数の中には、深夜早朝の国際チャーター便等の運航に使われる枠数も含まれる。

首都圏空港の更なる機能強化に関する検討の進め方

平成25年9月26日

交通政策審議会航空分科会基本政策部会

⇒ 首都圏空港をめぐる航空政策上の課題の整理

平成25年11月1日～

首都圏空港機能強化技術検討小委員会

⇒ 首都圏空港の機能強化策にかかる技術的な選択肢の洗い出し

H26.7.8 に中間取りまとめを公表

平成26年8月26日～

首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会

⇒ 関係自治体や航空会社等関係者にも参画を求め、機能強化の具体化に向け協議

具体策決定後

国と地元自治体による協議の場

⇒ 具体的方策の理解・協力に向けた協議

首都圏空港の更なる機能強化に関する技術的な選択肢

- 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめ (概要) -

羽田空港	成田空港	2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに実現し得る主な方策	2020年東京オリンピック・パラリンピック以降の方策
滑走路処理能力の再検証 【年間+約1.3万回(約35回/日)】	滑走路の増設	滑走路運用・飛行経路の見直し 【年間+約2.3~2.6万回(約63~72回/日)】	滑走路の増設
管制機能の高度化 【年間+約2万回(約55回/日)】	既存滑走路の延長	高速離脱誘導路の整備 【年間+約2万回(約55回/日)】	滑走路の増設
夜間飛行制限の緩和【年間+ 回】			
合計 約82.6万回 (74.7万回に加えて、年間+最大7.9万回)			

15. 空港アクセス等の改善

【概要】

交通政策審議会鉄道部会に対して東京圏における今後の都市鉄道のあり方について平成26年4月に諮問。
同年6月より空港アクセス等の改善について検討中。
平成27年7月の中間整理において、大会に向けた空港アクセス改善の取組みを整理。

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会 東京圏における今後の都市鉄道のあり方に関する小委員会
中間整理（平成27年7月）（該当部分抜粋）

- | | |
|---|--|
| <p>I 空港へのアクセス交通手段は、鉄道、バス、タクシー、自家用車等があるが、大量輸送性や時間信頼性に優れる鉄道のシェアが最も大きく、空港アクセスにおいて鉄道は重要な役割を担っているところ。空港アクセス鉄道に求められるサービス水準は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 十分な輸送力と速達性を有していること。 ○ 重く大きな荷物を持つ旅客や日常使い慣れていない旅客など空港アクセス旅客の特性に応じた利便性を有すること。 ○ 外国人旅客が使いやすい鉄道であること。 <p>I 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた空港アクセスの改善についても、上記観点を踏まえた対応が求められているところであるが、現状と今後の取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の輸送需要の増大については、成田空港、羽田空港ともに、空港アクセス鉄道の輸送量は輸送力に比べ約2割程度であり、現行で対応可能と考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ また、例えば成田空港については、空港第2ビルから日暮里駅までの所要時間は最速36分、羽田空港については、羽田空港国際線ターミナル駅から品川駅まで最速11分、羽田空港国際線ビル駅からモノレール浜松町駅まで最速13分となっており、速達性の向上も図られてきたところ。 ○ なお、現在、空港アクセスについては、複数の新規路線のプロジェクトが検討されており、その中には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までの暫定開業等の実現可能性についても検討が行われてきたものもあるが、新規路線の整備には、環境アセスメント等の事前の検討や実際の工事に相当の期間を要するため、大会開催までの期間を考慮すると、大会開催までの開業は困難である見通し。 ○ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けては、空港アクセス関連の駅について、更なるバリアフリー化の推進や更なる外国人対応の推進等早急な対応がなされることを期待。 |
|---|--|

16 . 道路輸送インフラの整備

【概要】

首都高速中央環状品川線（平成27年3月7日開通）・晴海線、国道357号（立体化等）・14号（拡幅）について整備を推進し、渋滞緩和等を図るとともに、選手村のアクセス道路としても活用予定の環状第2号線等について東京都による整備を支援。

環状第2号線整備
(平成28年度開通予定)

国道14号整備 (平成32年度一部開通予定)

首都高速晴海線整備
(平成29年度開通予定)

首都高速中央環状品川線整備
(平成27年3月7日開通)

国道357号整備
(平成25年度開通)

国道357号整備
(平成27年度海側2車線開通予定)
(平成30年度山側2車線開通予定)

オリンピック（紫色網掛部分）：競技大会期間中、オリンピック車両専用となる道路又は道路の一部の車線

成田国際空港
羽田国際空港

8km

東京ベイゾーン
ヘリテッジゾーン

国道357号 東京港トンネル

首都高速中央環状品川線
本線シールド 施設施工状況

環状第2号線の整備

17 . 大会開催時の輸送

【概要】

平成25年12月より、東京都等との「輸送調整会議」において、大会における大会関係者や観客等の輸送についての検討を実施。平成27年度より、組織委員会も共同主催者となり、名称も「輸送連絡調整会議」と改めて、オリンピックレーン・パラリンピックレーンの設置などについて具体的な検討を行っていく予定。

検討・実施体制

輸送連絡調整会議

大会関係者輸送検討会

観客・会場スタッフ輸送検討会

【メンバー】

警察庁、国土交通省、警視庁、関係
県警察、道路管理者、鉄道・バス事業
者、東京都 等

オリンピック・レーンの概要

指定された大会関係車両が専用使用する車線

選手村と競技会場、主要施設及び空港を結ぶ路線に設定

オリンピックレーン・パラリンピックレーンの具体化に向けた詳細検討実施中



2008年 北京におけるオリンピック・レーン

18. 「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興

【概要】

「観光立国推進閣僚会議」で「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」を平成27年6月に決定。同プログラムにおいて、2020年に向けて訪日外国人旅行者数「2000万人時代」の早期実現を図ることとし、『「リオデジャネイロ大会後」、「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興』を柱立てし、オリンピック・パラリンピック開催をフルに活用した訪日プロモーション、全国各地での文化プログラムの開催、オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備、オリンピック・パラリンピック開催効果の地方への波及等の観点から取組を推進。

オリンピック・パラリンピック開催をフルを活用した訪日プロモーション

戦略的な訪日プロモーションの実施 等
(例) 2016年リオデジャネイロ大会や2018年平昌大会など大規模スポーツ国際競技大会の機会、日本人メダリスト・アスリートの活用

全国各地での文化プログラムの開催

文化プログラムの機会を活用し、日本文化等の魅力を発信 等
(例) 世界に誇るべき有形・無形の文化財や、季節感一杯の祭り・花火、地域の伝統芸能、食

オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備

- ・無料公衆無線LAN環境整備
- ・多言語対応の徹底
- ・東京駅の案内等の改善 等

オリンピック・パラリンピック開催効果の地方への波及

- ・スポーツ振興を通じた国内外からの誘客
- ・地方への旅行の促進
- ・ホストシティ・タウン構想の推進 等

< 各省事業による地域づくりと連携した観光地域づくりの例 >

美しい自然を活かして (北海道知床)



日本最北の世界自然遺産で観光と保護の両立

海洋観光の展開 (島根県海士町)



離島のハンデを克服した観光システムづくり

日本食文化の発信 (三重県鳥羽市)



地産から地消までを観光客とともに創りあげる地域

2020年を重要な通過点として、その先には、3000万人が訪れるような、世界に誇る魅力あふれる国づくりを目指す。

19 . 多言語対応の強化

【概要】

東京都、民間事業者等との「多言語対応協議会」において、平成26年11月に「多言語対応の取組方針」を策定。また、大規模ターミナルの利便性の向上に取り組むため、東京都において平成27年6月に設置された「新宿ターミナル協議会」にて新宿駅の多言語対応についても検討。引き続き、大会に向けて、行政・民間による多言語対応の取組を積極的に推進。

平成26年11月26日に「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」（第2回）を開催。

< 各分科会における取組方針概要 >

交通分科会

- ・ターミナル駅における分かりやすい案内表記の実現に向け、各主体が連携し垣根を越えた取組を推進
- ・乗降客数が日本最大の新宿駅を対象に、一層の利便性向上のため、多くの関係者が参画した「新宿ターミナル協議会」を設置
- ・その他、鉄道における異常時・非常時の車内放送・表示案を都版ガイドラインに反映、バス停名称の英語表記ルールの策定、空港における語学ボランティアの積極的活用などに取り組む。

道路分科会

- ・道路の案内標識について日英2言語で分かりやすい表示を推進
- ・ピクトグラムを活用、路線番号の表示、標識の集約化等も検討

観光・サービス分科会

- （飲食店）写真付き多言語メニューの整備、食材ピクトグラムの活用
- （宿泊施設）施設内表示の多言語化、周辺観光案内の多言語化

平成27年7月22日に第3回協議会を開催予定



11月26日の第2回協議会の様子

「新宿ターミナル協議会」（第1回：平成27年6月3日開催）

< 概要 > 誰もが分かりやすく使いやすい利用者本位の新宿ターミナルの実現を目指し、多様な関係者が連携して利便性の向上に取り組む。案内サイン分科会、バリアフリー・利便性分科会を設置。

20 . 無料公衆無線LAN

【概要】

訪日外国人が快適に利用できる無料公衆無線LAN環境整備を促進するため、総務省、観光庁、自治体、関係事業者等による協議会を平成26年8月に設置。平成26年12月には、東京の地下鉄において訪日外国人向け無料公衆無線LANサービスが開始されている。平成27年2月に、共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」マークを導入。

協議会の活動内容< 3つのプロジェクトチーム (PT) により取組推進>

整備促進PT

・無料公衆無線LANの利用可能エリアを拡大を促進

周知・広報PT

・無料公衆無線LANの利用場所等の情報収集・海外への情報発信
・シンボルマーク（「Japan.Free Wi-Fi」マーク）の導入

認証連携PT

・事業者の枠を超えて、認証の連携による簡素化等を実現する方策の検討・実証実験



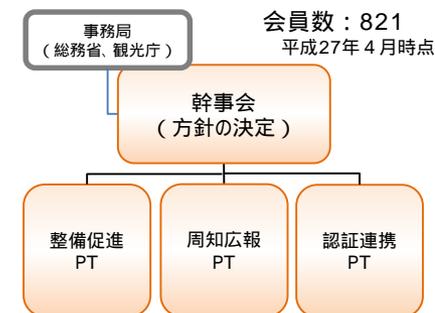
< 第1回幹事会
(H26.8.29)の様子 >

協議会の幹事メンバー

空港 : (一社) 全国空港ビル協会、成田国際空港(株)、新関西国際空港(株)、中部国際空港(株)
 港湾 : みなとオアシス全国協議会、全国クルーズ活性化会議
 鉄道 : 東日本旅客鉄道(株)、(一社) 日本民営鉄道協会、(一社) 日本地下鉄協会
 自動車 : (公社) 日本バス協会、(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社) 全国レンタカー協会
 道路 : 東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、全国道の駅連絡会
 宿泊施設 : (一社) 日本旅館協会、(一社) 日本ホテル協会、(一社) 全日本シティホテル連盟、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
 商業施設等 : (一社) 不動産協会、(一社) 日本ショッピングセンター協会、(一社) 日本フランチャイズチェーン協会
 自治体 : 東京都、福岡市
 通信事業者 : 無線LANビジネス推進連絡会、(一社) 電気通信事業者協会、(一社) テレコムサービス協会、(一社) 日本インターネットプロバイダー協会、(一社) 日本ケーブルテレビ連盟

協議会の運営および体制

平成26年8月29日に、第1回幹事会を開催。
 平成27年2月16日に、第2回幹事会を開催。
 整備促進、周知・広報、認証連携の3つのプロジェクトチームを設置し、具体的な取組を推進。



21 . 医療機関における外国人患者受入環境整備

【概要】

外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられるよう、平成26年度より、医療通訳等が配置された拠点病院の整備を開始。外国人患者受入れ医療機関の認証制度の活用と併せ、外国人患者受入体制を充実。

【背景・課題】

我が国の在留外国人数は、約210万人とここ10年間で約10%増加。また、訪日外国人旅行者は、年間1,300万人を超えている。3ヶ月以上日本に在留する外国人は国民健康保険に加入義務あり（保険加入者の約2%は外国籍）。しかし、在日欧米人の中には、保険加入者でありながら、治療が必要な時に、日本でなく東南アジアの病院で治療するケースあり。外国企業からは日本に投資する場合の問題点として「英語の通じる病院・医師の不足」の指摘あり。対日投資促進の観点からも、対策は急務。東京オリンピック・パラリンピックまでの5年間に、外国人患者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、体制の充実を図る。

これまでの対策

（平成25年度補正予算）

平成26年度、平成27年度予算

準備の開始

- ・通訳等の育成カリキュラム作成
- ・医療機関における外国人患者向け説明資料の標準化・翻訳等

医療通訳等の拠点整備

- ・医療通訳・外国人向けコーディネーター等が配置された「拠点病院」整備

医療通訳・外国人向けコーディネーター等の配置が医療に効果を及ぼすデータを取得

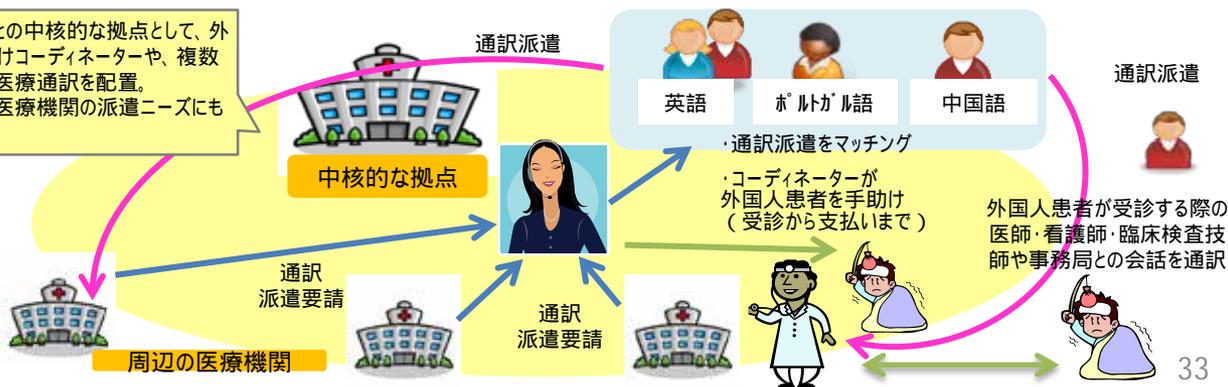
外国人患者受入に資する医療機関の認証制度（JMIP）の強化

拠点整備のイメージ

政令指定都市や、在留外国人数の多い都市（川口市、東大阪市、豊橋市など）等に拠点を整備。



地域ごとの中核的な拠点として、外国人向けコーディネーターや、複数言語の医療通訳を配置。周辺の医療機関の派遣コースにも対応。



22 . 外国人来訪者等への救急・防災対応

【概要】

「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会」において、外国人観光客に対する救急業務の課題について具体策を検討予定。また、外国人来訪者等とのコミュニケーションの円滑化等による迅速・的確な救急搬送・熱中症対策や、スマホ等を利用した音声以外の119番緊急通報手段の導入・普及、多言語対応の全国版防災アプリの整備等を推進。

「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会」（開催予定）における検討

【平成26年度の検討結果】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた外国人来訪者に対する救急業務の主な課題を整理

- 外国語対応、コミュニケーションの問題（文化・宗教含む）
 - 熱中症対策の強化
 - 多数傷病者発生時の対応
 - 感染症対策
- 等

【今後の取組】

- 平成26年度中に整理した課題について具体策を検討
 - ・大規模イベント開催時における諸外国の事例調査等
 - ・多言語のコミュニケーションを支援するシステムの開発状況を調査
 - ・外国人と接する機会の多い方々に対する応急手当実施方法の普及や熱中症対策の検討

スマホ等を利用した音声以外の119番緊急通報手段の導入・普及

平成24年度から平成26年度までの消防防災科学技術研究推進制度による研究開発成果を活用

平成27年度から、導入に向けた運用方法等の検討・実証検証を実施



多言語対応の全国版防災アプリの整備

一つのアプリで、全国どこでも現在地から避難場所へ誘導可能な、多言語対応の防災アプリを、国土地理院、国土交通省等と連携して整備

平成27年度から、防災アプリの整備に向けた調査・検討及び実証検証を実施



・G空間プラットフォームから提供されるビッグデータ・気象情報等を活用したきめ細やかな防災情報の提供実施
 ・準天頂衛星等を活用した立体的な避難誘導の実施

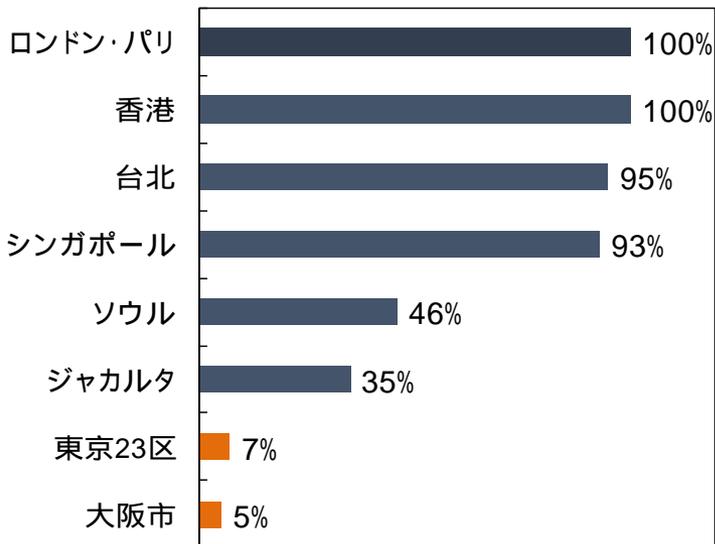
避難誘導の高度化

23 . 国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進

【概要】

大会を控え、美しい都市景観の創出や道路の防災性向上等の観点から本格的に無電柱化を推進。特に、無電柱化の更なる整備促進を図るため、平成26年9月に「無電柱化低コスト手法技術検討委員会」を設置し、低コスト手法の導入に向けた技術的検証を実施中。

欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状



- 1 ロンドン、パリ、香港、シンガポール、ソウルはケーブル延長ベース
- 2 台北、ジャカルタ、日本は道路延長ベース

無電柱化による美しい街並みへの寄与の事例



浅草通り
(都道453号線)
ストリートビューを基に作成



川越市中心部
(中央通り線(一番街))

24 . 外国人を含む全ての大会への来訪者がストレス無く楽しめる環境整備

【概要】

業界横断的な「おもてなしプラットフォーム研究会」において、全ての来訪者が訪日中にストレス無く快適に過ごせるよう、訪日外国人からの不満度の高い決済環境の改善を目指すとともに、日本への好印象を与えるおもてなしサービスのあり方などについての検討を平成26年12月より実施。

日本入国前

訪日計画時



【サービスの例】

- 観戦する競技にあわせた最適なトラベルプランの提供など、各個人のニーズに合わせたサービス提供
- 飛行機内での情報サービス

予約

情報

各種サービス

訪日外国人へのおもてなし

+

多種多様な人々へのサービス提供

((ダイバーシティ社会の創出))

日本滞在中

言語

防災

宿泊

食事

買物

移動

通信

各種サービス

【サービスの例】

- 滞在中に抱えるであろう課題を解決するサービス提供を可能にし、安心感を提供
- 決済環境の整備（多様な決済手段による決済を可能にするとともに、決済可能店舗の拡充）
- ムスリム対応のレストラン情報の提供など、各個人の属性に合わせた情報提供、多種多様な人々が利便性を享受できるシステムの構築

様々なシーンにおいて各種サービスをシームレスに受けられる「サービスプラットフォーム」の構築を目指すべく、「おもてなしプラットフォーム研究会」を開催、検討を実施。

具体的には、各種サービス間で各個人のIDを連携、自動的に個人を識別してサービスを楽しむことができるようプラットフォーム。

25 . 大会に向けたアクセシビリティの実現

【概要】

大会関係施設やアクセス経路等について、大会に向けたハード・ソフト両面でのバリアフリー化を図るため、大会組織委員会、東京都、国が主催する「アクセシビリティ協議会」を平成26年11月に設置し、今後、関係自治体や障害者団体等の参画も得て「アクセシビリティ・ガイドライン」を取りまとめる予定。

アクセシビリティ協議会の目的

ガイドライン
の策定・承認

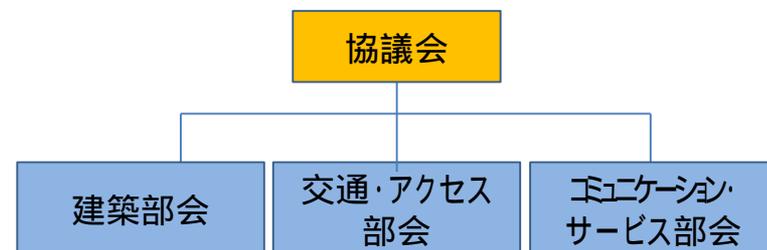
大会に向けたハード・ソフト両面の整備及び運営に活用することを目的とした「アクセシビリティガイドライン」を策定する。（ガイドラインは国際パラリンピック委員会による承認が必要）

ガイドライン
の周知・反映

大会会場等の設備設計や、情報発信・観客誘導等の大会運営に当該ガイドラインを反映させるべく周知を徹底する。また、公共交通を含めたアクセス経路におけるバリアフリー化や、幅広い関係者による心のバリアフリーに向けて働きかけを行う。

アクセシビリティ協議会の概要

- ・主催：内閣官房オリパラ室、東京都、組織委員会（事務局）
- ・構成メンバー：組織委員会、国、関係自治体、障害者団体、障害者スポーツ団体、その他関係団体
- ・部会：協議会の下に、部会を設置し、具体的な検討を行う。
（障害者団体を含む当事者団体と意見交換を重ね、その意見も踏まえてガイドラインを策定）



26. バリアフリー対策の強化

【概要】

1日の乗降客数が3,000人以上の旅客施設、特定道路について、2020年度までに原則100%のバリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標の着実な達成に向けて取組を推進中。特に、空港アクセスバスのバリアフリー化に向けては、関係者が連携した取組を推進中。国土交通省内に設置（平成26年9月）した「バリアフリーワーキンググループ」において、大会を契機とした鉄道駅・空港における複数ルートでのバリアフリー化など、今後重点的に取り組むべき施策について検討中。

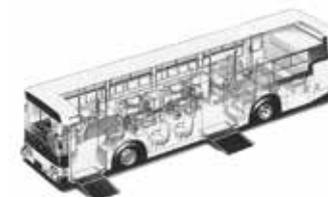
基本方針における主な整備目標と現状

		2013年度末 (現状)	2020年度末 (目標)
(鉄道)	鉄軌道駅	83%	原則100%
	鉄軌道車両	60%	約70%
(バス)	バスターミナル	82%	原則100%
	ノンステップバス	44%	約70%
	リフト付きバス等	4%	約25%
(船舶)	旅客船ターミナル	88%	原則100%
	旅客船	29%	約50%
(航空)	航空旅客ターミナル	85%	原則100%
(タクシー)	福祉タクシー車両	13,978台	約28,000台
(道路)	特定道路	83%	原則100%
	園路及び広場	49%	約60%
	駐車場	44%	約60%
	便所	34%	約45%
(路外駐車場)	特定路外駐車場	54%	約70%
(建築物)	特別特定建築物	54%	約60%

旅客施設は段差解消済みの施設の比率。



エレベーター
(鉄軌道駅)



ノンステップバス

27 . ICT化を活用した行動支援の普及・活用

【概要】

ユニバーサル社会の構築に向け、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を当面の目標とし、屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、及び移動に資するデータのオープンデータ化等を推進し、民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境を整備する。さらに、社会全体のICT化の推進方策について、産学官共同で検討する「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」において、検討中。

歩行者移動支援サービスのイメージ

空港



主要駅

屋内外問わず、自分の現在位置、目的地までの経路等の情報が詳細に入手可能



目的地へシームレスに移動



観光地等



競技会場

多言語で場所に
応じた観光案内

競技会場の自分の
座席まで案内



例えば、障害者や高齢者、ベビーカー等が楽に移動できる段差の少ない経路を案内

2020年に向けた社会全体のICT化
推進に関する懇談会

【目的】

東京大会以降の我が国の持続的成長も見据えた、2020年に向けた社会全体のICT化の推進方策について検討。

【検討】

社会全体のICT化の推進に向けたアクションプランの策定に向けて以下の事項を明確化

実現を図るべき事項

(無料公衆無線LAN環境の整備促進、ICTを活用した多言語対応、放送コンテンツの海外展開、4K8Kや属性に応じた情報提供を可能とするデジタルサイネージの推進、第5世代移動通信システムの実現、オープンデータ等の活用等)

目標とすべき時期

取組を推進する主体

実現する場所

【スケジュール】

平成27年夏頃を目途に中間とりまとめ予定

28. 強化・研究拠点の在り方

【概要】

オリンピック競技とパラリンピック競技の強化・研究活動拠点の機能強化やその在り方について、有識者会議がとりまとめた最終報告（平成27年1月）を受け、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築を進めている。

【トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方について（最終報告）（概要）】

○ナショナルトレーニングセンター（NTC）及び国立スポーツ科学センター（JISS）の機能強化、パラリンピック競技の強化・研究活動拠点の在り方の方向性を取りまとめたものである。

オリンピック競技

パラリンピック競技

【主な課題等】

- トレーニング方法、指導方法等の相乗効果
- 効果的・効率的な施設活用（共同利用することにより機能強化を図る）
- オリンピック競技団体におけるパラリンピック競技との連携や、NTC及びJISSの共同利用推進に関する意識は高い
- ◆ ハイパフォーマンススポーツの中核的機関での機能・事業の一体化、「統合的・包括的アプローチ」、パフォーマンス強化の取組に関する全体的な課題の不足
- ◆ 連携ネットワークの枠組みは構築しているが、それを持続させる事業や実効的なプログラムが不足、実質的な連携が図れていない
- ◆ JISCの連携協定等を活用した事業が限定的
- ◆ 海外のハイパフォーマンス機関等の専門家等の活用が少ないうえ、国際的な地位性が担保されていない
- NTCの平均稼働率（25年度：88.2%）
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け利用者数が増加が予想
→ NTCの稼働率向上が活動に支障
- 既存のNTC及びJISSとの密接な連携等が重要
- ★ JISSの研究支援の高度化、スポーツ診療事業受診者数の増加、冬季競技等の強化への支援、効果的・効率的なジュニア育成や指導者養成、女性特有の課題に対応した女性アスリートへの支援、パラリンピック競技の特性に応じた支援等への対応について、今後、更に戦略的な取組を展開
- 冬季競技等は、それぞれ競技会場の自然環境への適応が求められる
- 単独競技のみで拠点が形成されているため、競技機能的なコミュニケーションや連携等が困難
- 科学的な研究活動の機能等が不足
- 高地トレーニングは多くの競技の強化活動に取り入れられるよう機能強化が必要

【オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築】

- **NTC及びJISSの共同利用化**
 - JISC、JOC、JPC、競技団体との連携強化の連携促進（利用に当たってのガイドラインの策定等）
 - **NTC競技別強化拠点施設における共同利用化**
 - 競技団体の意向や実態等に応じて、共同利用が可能な競技については推進
 - **NTC競技別強化拠点の複数拠点化（パラリンピック競技）**
 - 競技団体の意向や実態、競技団体が決定する「強化前向きプラン」の実効性等を踏まえ、複数拠点の必要性と妥当性が確認される競技については推進
- ◆ **「ハイパフォーマンスセンター」の構築**
 - 国が責任を持って、NTC及びJISSにあるスポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート、トレーニング場等の機能をオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に投入した「ハイパフォーマンスセンター」として構築し、機能強化を図る
 - 【新たな取組】
 - 《統合性・革新性》評価、課題解決、改善・革新を推進・サポートするコンサルテーション機能、諸事業を統合的・戦略的に展開するための取組についてパラリンピック競技も含めて高度化を図る機能を持つ部門の設置
 - 《持続性・連携性》継続的に構築して展開するプログラムの企画・開発、相互交流による外部機関の専門的知識や経験等を有する人材の活用、包括的な展開が可能な新たな事業実施スキームの構築、国内外の医療系大学や海外機関との連携・交流の更なる促進・強化によるメディカルサポート機能の強化
 - 《国際性》JISCの連携協定やJOCの二国間パートナーシップ協定等の積極的な活用による人材交流の推進、海外のハイパフォーマンス機関等との連携・協力の促進による課題解決
 - 《卓越性》国際的に卓越した人材の活用による事業品質に関する評価システムの構築、海外のハイパフォーマンス機関等との相互交流による国際的に卓越した人材の養成等
- **NTCの拡充整備**
 - NTCを拡充整備することを期待
 - NTCの拡充整備にあたっては、今後必要となる施設整備全体の姿、重点的に強化が必要となる競技、財政コスト（財源確保を含む）、供用開始時期、2020年以降の利用見込み等の観点から、既存施設の活用も含めた様々な選択肢の比較・検討を早急に実行することが必要
 - 既存のNTC及びJISSとの密接な連携の重要性等を踏まえ、今後「東京都産業技術研究センター（另置）跡地」にNTCを拡充整備することは選択肢の一つ
 - 【NTCを拡充整備する場合】
 - 基本コンセプト：①2020年東京オリンピック・パラリンピックでのメダル獲得、②オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用等
 - 条件（例）：①オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用可能な競技、②オリンピック競技とパラリンピック競技でメダル数が多い競技、③ハイパフォーマンスサポートが可能なパラリンピック競技、④マルチサポート事業でターゲット競技に指定されているオリンピック競技、⑤既存のNTCの専用トレーニング場の稼働率が低い競技等
 - その他機能：共用体育館の設置、2020年東京オリンピック・パラリンピック時の競技者のコンディショニングセンター等を想定したリハビリとコンディショニング、パフォーマンス分析等が可能なスペース、パラリンピック競技者に対する簡易な医療ケアに対応するための医療室の設置、利用者増加に伴う運営施設等も検討
 - 具体的な整備内容については、適正な整備工事期間が確実に確保され早期に整備が完了するよう、本報告を踏まえ、JISC、JOC及びJPCを始めとする関係機関が相互連携のもと密着して連携し、円滑に協議を進め決定
- **パラリンピック競技独自の競技の強化拠点施設の整備**
 - パラリンピック競技のボッチャ、ゴールボール、ウィルチアスリート等については、共同利用、効果的・効率的な施設活用の観点等から、NTC拡充整備での共用体育館を中心に対応
- ★ **我が国トップアスリートの「ハイパフォーマンススポーツエリア」の構築**
 - 次のステージとして、西が丘地区全体を我が国トップアスリートの「ハイパフォーマンススポーツエリア」として地元地域の協力も得ながら戦略的に構築
- **冬季競技、海洋・水辺系競技、屋外系競技及び高地トレーニングの拠点的在り方**
 - 諸外国の状況等も参考にしながら、設置用途に応じた役割や必要となる機能、具体的な連携方法など、様々な観点から更に効果的・効率的な拠点的在り方について引き続き検討



【主な課題等】

- トレーニング方法、指導方法等の相乗効果
- 効果的・効率的な施設活用
- パラリンピック選手等においては共同利用のニーズが高い
- パラリンピック競技団体が利用している強化拠点がある
- オリンピック競技のNTC競技別強化拠点と共同利用している競技がある（ボート、自転車、カーリング）
- 競技団体等においては既存設備を強化拠点として活用するニーズが高い
- 指導者等においてはトップレベルの強化拠点は2箇所必要との意見が多い
- ◆ JPCが関係機関の協力を得ながら取り組むアスリートの発掘・育成・強化システムや指導者養成システムの構築、質の高いスポーツ医・科学・情報サポート体制の確立、競技団体の基礎強化等の全体的強化体制整備の徹底化
- NTC及びJISSの共同利用化
→ NTCの稼働率向上が活動に支障
- 今後の検討課題
・ 以下の検討課題は、今後、アスリートの強化・研究活動拠点を構築していくと同時に、様々な関係機関と連携・協力して対応
- 《検討課題》
 - ① パラリンピック競技の特性や強化の実現を踏まえ強化に関する支援スキームの構築
 - ② パラリンピック競技団体の基礎強化
 - ③ オリンピック競技団体とパラリンピック競技団体の連携強化
 - ④ 競技別強化拠点の明確化と基礎構築
 - ⑤ 日常的なトレーニングを行うための地方公共団体の役割
 - ⑥ 公共スポーツ施設の活用促進のための床材・フックス等の研究促進
 - ⑦ 次世代アスリートのためのalent発掘
 - ⑧ 国民へのパラリンピック競技の認知と関心を高めることによる社会的な支援の充実

29 . 競技力の向上

【概要】

トップレベル競技者の育成・支援に向けて、国が設置するタスクフォースにより、戦略的な選手強化を実施。

東京開催が決定した2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功には、東京大会及びそれに向けた今後6年間の夏季・冬季を通じた我が国の代表選手の活躍が不可欠である。このため、従来のJOC補助事業やJPC補助事業等を見直し、PDCAサイクルの強化等を通じた戦略的な選手強化を実施することにより、2020年東京大会に向けたオリンピック・パラリンピック双方の国際競技力向上を図る。

ポイント

年度毎に事業評価を行い、翌年度の事業改善に繋げることにより、PDCAサイクルを強化
強化費配分にあたって、競技団体の財政状況等に配慮

スポーツ基本計画の主な目標

- オリンピック競技大会の金メダルランキング
夏季大会： 5位以上 冬季大会： 10位以上
- パラリンピック競技大会の金メダルランキング
夏季大会： 17位以上 冬季大会： 7位以上

2020年東京大会に向けたJOCの主な目標

- 金メダルランキング3位以内
- 全28競技における入賞

【参考】夏季大会成績

オリンピック

パラリンピック

開催年	開催都市	メダル獲得数		金メダル ランキング	メダル獲得数		金メダル ランキング
		金	計		金	計	
2012	ロンドン	7	38	11	5	16	24
2008	北京	9	25	8	5	27	17
1964	東京	16	29	3	1	10	-

30 . 自衛官アスリートの育成及び競技力向上

【概要】

有望選手の獲得施策を推進しているほか、平成26年度から女子ラグビーやカヌー要員の集合訓練を実施。また、育成の基盤となる自衛隊体育学校においてトレーニング器材の取得や各種施設の整備を推進。

【具体的な取組】

アスリートの獲得及び育成

世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策を推進

これまで選手を育成してきた9種目に加え、女子ラグビー及びカヌーの選手育成・強化を実施

「9種目（下図上段左から）」
レスリング、ボクシング、柔道、射撃、ウエイトリフティング、アーチェリー、陸上、水泳、近代五種



+

平成26年度から
要員の
集合訓練を開始



女子ラグビー



カヌー

育成の基盤の整備

以下のとおり器材の取得と施設の整備を推進

トレーニング器材の取得

（以下は、取得した器材の一例）



トレッドミル



エアライフル



栄養管理システム

各種施設の整備

- ・庁隊舎空調設備等の整備
- ・近代5種用訓練施設等の整備
- ・ラグビー場の整備
- ・アーチェリー訓練環境の整備
- ・照明の整備
- ・総合体育館の空調設備の整備
- ・研修棟の整備
- ・50m射場の建替等



総合体育館



50m射場

31 . 射撃競技における競技技術の向上

【概要】

競技技術の向上に資するため、平成26年11月に年少射撃資格者の下限年齢を引き下げるなどの銃刀法の改正を実施。
(平成27年4月施行)

射撃競技団体等からの要望

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた射撃競技の競技力強化のための銃刀法改正要望

国による強化方針等の方向性

射撃競技団体等の要望は、次の点で国の施策の方向性と同じ

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会等に向けた選手強化

ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化

射撃競技における競技力強化

文部科学大臣から国家公安委員会に対し検討要請

要望を踏まえた改正

年少射撃資格者 1の年齢の要件の見直し

1 原則、18歳以上の者のみ空気銃を所持できること、一定の資格の認定を受けた14～17歳の者は、指定射撃場で射撃指導員の監督を受けて、当該射撃指導員が許可を受けて所持する空気銃を使用可能

練習射撃場の制度 2の拡充

2 原則、所持許可を受けた猟銃しか使用できないが、猟銃の所持許可者等は、練習射撃場においては、そこに備え付けられた猟銃も使用可能

32. 新国立競技場の整備等

【概要】

平成27年7月21日、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」を開催するとともに、内閣官房に「新国立競技場の整備計画再検討推進室」を設置。本年秋口に新たな整備計画を策定する予定。

新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議（第1回）配布資料（平成27年7月21日）

新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議の開催について

〔平成27年7月21日
内閣総理大臣決裁〕

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメインスタジアムである「新国立競技場」の現在の整備計画を白紙に戻し、できる限りコストを抑制し現実的にベストな計画を策定するため、新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 会議の構成員は、次のとおりとする。

議長	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
副議長	内閣官房長官 文部科学大臣
構成員	外務大臣 財務大臣 国土交通大臣
- 議長は、必要があると認めるときは、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及び東京都等から、関係者の出席を求めることができる。
- 会議の庶務は、文部科学省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

新国立競技場の整備計画再検討推進室の設置に関する規則

〔平成27年7月21日
内閣総理大臣決定
平成27年7月23日
一部改正〕

（設置及び任務）

第1条 内閣官房に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメインスタジアムである「新国立競技場」の現在の整備計画を白紙に戻し、できる限りコストを抑制し現実的にベストな計画を策定するため行政各部の所管する事務を調整する新国立競技場の整備計画再検討推進室（以下「推進室」という。）を置く。

（組織）

第2条 推進室に、室長、副室長、総括審議官、審議官、参事官、企画官その他所要の室員を置く。

- 室長は、内閣官房副長官（事務）をもって充てる。
- 室長は、推進室の事務を掌理する。
- 副室長は、内閣総理大臣補佐官及び内閣官房副長官補（内政担当）をもって充てる。
- 副室長は、室長を助け、推進室の事務を整理する。
- 総括審議官は、命を受けて、推進室の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
- 審議官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
- 参事官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画する。
- 企画官は、命を受けて、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。
- 審議官、参事官、企画官及び室員は、非常勤とすることができる。

（補則）

第3条 この規則に定めるもののほか、推進室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規則は、平成27年7月21日から実施する。

附 則

この規則は、平成27年7月23日から実施する。

33 . 国内アンチ・ドーピング活動体制の整備

【概要】

クリーンな環境下でのスポーツを担保するために、アンチ・ドーピングに関する教育の更なる充実を図るとともに、インテリジェンス活動（情報共有）体制の構築、研究開発の促進を検討中。

<クリーンな環境下でのスポーツを担保し、2020東京大会がもたらす価値の向上、及び、国際的責任の完遂を図る。>

クリーンなスポーツ、クリーンな日本を世界へ発信

教育・研修の充実

- 1 アスリートやサポート要員への教育・研修を充実させ、アンチ・ドーピングの的確な理解を促し、2020東京大会において、日本のアスリートやサポート要員のドーピング違反ゼロを目指す。
- 1 一般、特に若い世代を対象としたクリーンなスポーツ（Integrity of Sport）に関する教育を充実させ、クリーンでフェアなスポーツの価値の浸透を図る。
- 1 ドーピング検査員の研修を充実させ、検査の技術面だけではなく、アスリートとのコミュニケーション能力の向上を目指した研修方法の開発を図り、アスリートに精神的・身体的負担をかけないドーピング検査の実現を目指す。また、血液検査の増加に対応するために医師・看護師等の検査員育成のための研修教材を開発する。

インテリジェンス活動（情報共有）体制の構築

- 1 IOC・IPC及び世界アンチ・ドーピング機構（WADA）がオリンピック・パラリンピックの開催国に対して遵守するよう求めている世界アンチ・ドーピング規程の改訂（2015.1）に伴い新たに追加されたインテリジェンス活動体制の構築について、IOC・IPC及びWADAが求める水準を明確化・具体化し、オールジャパン体制で、ドーピングのないクリーンでフェアな東京大会の実現を図る。

日本の研究力・技術力を世界へ発信

研究開発の促進

- 1 日本の最先端の研究・技術を活用し、効率的で効果的なドーピング検査手法の研究・開発を促進させ、ドーピング検査によるアスリートの精神的・身体的負担の軽減を図る。
- 1 競技会外検査（特に血液検査）の増加に対応する為、日本の法体系・規制に適した体制の構築を図る（例：採血者の確保、使用済み針の処理等）。併せて、より低コストなドーピング検査を実現するための検査キットを開発する。

34 . Sport for Tomorrow プログラムの実施

【概要】

平成26年8月に設立したSport for Tomorrowコンソーシアム（官民連携のネットワーク）も活用しつつ、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援を実施。

コアメッセージ：スポーツが未来をつくる：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とそれに向けた具体的行動を通じて、世界のより良い未来のために、未来を担う若者をはじめ、あらゆる世代の人々に、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを広げていく。

2014～2020年の7年間で、開発途上国をはじめとする100か国以上において、1,000万人以上を対象に、以下のプログラムを実施する。

スポーツを通じた国際協力及び交流

外務省

スポーツ関連施設の整備、器材供与（一般／草の根文化無償資金協力）

スポーツ指導者の派遣（JICAボランティア派遣）

スポーツ分野での技術協力（JICA技術協力）

スポーツ分野での日本文化紹介・人材育成支援（国際交流基金事業）

スポーツ分野での日本文化紹介（在外公館文化事業）等

文部科学省

学校体育カリキュラム策定支援、スポーツイベントの開催支援をするため、専門家を派遣

国際スポーツ人材育成拠点の構築 文部科学省

スポーツ教育を行う大学院修士課程や短期プログラムへの留学生の受入

国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援 文部科学省

アンチ・ドーピングが遅れている国への教育・研修パッケージの開発・導入支援等

Sport for Tomorrowコンソーシアム （平成26年8月設立）

官民連携しオール・ジャパンでSport for Tomorrowプログラムを推進していくためのネットワーク

運営委員会：

文部科学省

外務省

JICA

国際交流基金

日本スポーツ振興センター

日本オリンピック委員会

日本パラリンピック委員会

日本アンチドーピング機構

筑波大学

2020年大会組織委員会

メンバー：（随時募集中）

国内各競技団体

NGO

大学等

事務局：

日本スポーツ振興センター

上記に加え、スポーツ振興の前提となる途上国の青少年の育成を草の根レベルで支援。（教育施設整備案件） 外務省

35 . 国内のオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの普及

【概要】

オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国展開することを目指し、各学校におけるオリンピック・パラリンピック教育推進方策をはじめとする調査研究等を実施。また、平成27年2月に「オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議」を立ち上げ、同年7月に中間まとめを公表予定。

調 査 研 究

教 材 作 成

市民向け啓発手法
の開発

オリンピック・パラリンピックに対する市民の関心を高めるための効果的手法等の調査研究

学校における教育手法
の開発

各学校段階におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進のための効果的手法等の調査研究

教員向け研修方法
の開発

オリンピック・パラリンピック教育を全国展開するため、教員を対象とした、より実践的な研修方法等の調査研究

学校における映像教材等
の開発

全国の学校でオリンピック・パラリンピックの意義・役割などの教育を促進するための指導参考資料（映像教材等）を作成



36 . 障害者スポーツの普及促進

【概要】

障害者のスポーツ実施率（成人週1回以上：18.2%）等障害者のスポーツ環境の実態を把握するとともに、地域における普及を円滑に行うため、スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促すなど、そのノウハウについて実践研究を実施。

○ 障害者スポーツについて、平成26年度よりスポーツ振興の観点が強いのを厚生労働省から文部科学省に移管し、取組を強化して実施

障害者スポーツの普及・促進施策

実践・調査研究事業

- ・ 障害者のスポーツ環境の把握（図1）
- ・ 地域における障害者スポーツ普及ノウハウの蓄積（図2）
- ・ スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促進等

日本障がい者スポーツ協会補助（厚生労働省から移管）

- ・ 障害者スポーツの裾野を広げる取組
- ・ 指導者養成、広報啓発、地域の障害者スポーツ振興事業等
- ・ このほか、パラリンピック等世界大会への派遣、選手の育成強化を実施。

全国障害者スポーツ大会開催事業（厚生労働省から移管）

平成27年10月、和歌山県で第15回全国障害者スポーツ大会を開催予定

障害者の
スポーツ環境（図1）

週1回以上の
スポーツ実施率(成人)
18.2%

全都道府県・政令市（67）のうち、スポーツ担当部署で障害者スポーツを所管しているのは、**東京都と佐賀県のみ**

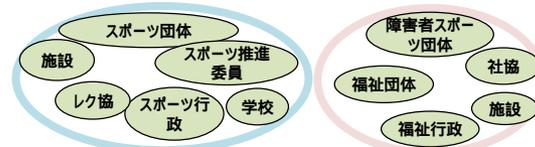
障害者スポーツ専用、または障害者が優先的に利用できるスポーツ施設は**114施設**
一般の体育・スポーツ施設は**約22万施設**

障害者スポーツ指導員は**約21,000人**、週1回以上の定期的な活動者は**約1割**。

日体協公認スポーツ指導者は**約43万人**

障害者スポーツ振興体制の構築（図2）

これまで スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、各々でスポーツ活動を実施



これから

スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、各地域で連携・協働体制を構築し、**障害の有無に関わらずスポーツの振興を一体的に図る**。共生社会の実現にも寄与。



37 . 地域スポーツの推進

【概要】

ライフステージに応じたスポーツ活動への参画を促進し、スポーツ実施率（成人週1回以上:47.5%）を向上させるとともに、地域における多様なスポーツ資源を活用してスポーツを通じた健康増進や地域活性化を推進。

1 . 学校と地域における子供のスポーツ機会の充実

幼児期からの子供の体力向上方策の推進、学校体育の充実等

【具体的な取組】

- 地域を活用した学校丸ごと子供の体力向上推進事業
- 体育活動における課題対策推進事業
- 運動部活動指導の工夫・改善支援事業

2 . ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

国民の誰もがいつでもどこでもいつまでもスポーツに親しめる環境の整備

【具体的な取組】

- スポーツによる地域活性化推進事業（スポーツを通じた健康長寿社会等の創生）
- 地域における障害者スポーツ普及促進事業
- コーチング・イノベーション推進事業

3 . 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
地域スポーツと企業・大学等との連携

【具体的な取組】

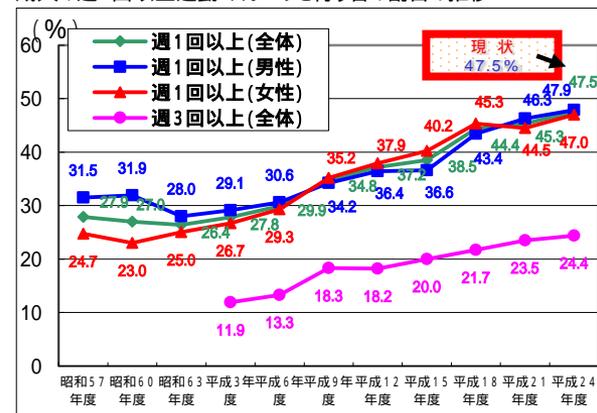
- 多様な主体や周辺の総合型クラブとの連携の仕組づくりなど、クラブの運営面の強化を支援
- スポーツによる地域活性化推進事業
(スポーツを通じた健康長寿社会等の創生、地域スポーツコミッション活動支援事業)

4 . スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

【具体的な取組】

- 地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト（総合型地域スポーツクラブがトップアスリートの活用等を通じて周辺の地域スポーツクラブや学校を支援する取組）
- スポーツによる地域活性化推進事業（地域スポーツコミッション活動支援事業）
- スポーツキャリアサポート戦略

成人の週1回以上運動・スポーツを行う者の割合の推移



(出典)「体力・スポーツに関する世論調査」(平成21年度まで内閣府実施、平成24年度文部科学省実施)に基づき(文部科学省推計)

スポーツを通じて

住民の健康増進



地域の活性化

スポーツ立国の実現

38 . 文化プログラムの推進

【概要】

2020年までを見据えた我が国の文化芸術政策の基本方針（第4次：平成27年5月閣議決定）に、文化プログラムを推進することを明記。また、平成26年12月に「2020年に向けた文化イベント等の在り方検討会」を開催し、若手有識者からの提案等を踏まえた、文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想（平成27年7月）を策定する等、政府における文化プログラムの全国展開に向けた検討を実施。企業メセナ協議会へ文化プログラム支援への協力を要請し「2021芸術・文化による社会創造ファンド」が造成。あわせて、平成26年度より取組みを開始しているアジア向け「文化のWAプロジェクト」他、国際交流基金による各種文化交流事業を推進。

文化プログラムの推進に向けた検討体制

政府における文化プログラムの推進について、全国的な展開も踏まえ、関係府省庁等が連携した取組に向け、検討を開始。

各種文化交流事業の実施 （外務省・国際交流基金）

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けて、「**文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～**」をはじめとする、各種の文化交流事業を展開。



東京国際映画祭との協働事業「アジア・ネットワーキング」レセプションの様相（平成26年10月）

【文化のWA（和・環・輪）プロジェクト 知り合うアジア】

双方向の芸術文化交流事業

文化芸術、スポーツ、学術、市民交流の幅広い分野での双方向交流

アジア諸国における日本語学習支援事業

“日本語パートナーズ”を2020年までに3000人以上を派遣。

この他、各国の日本語教育の基盤整備、舞台芸術・美術・映像等を通じた日本文化紹介事業、知識人の招へいや知的交流会議などを実施・支援。

地方公共団体との連携による展開 （文部科学省）

2020年に向けて、全国津々浦々で文化プログラムを展開するために、「**創造都市ネットワーク日本 自治体サミット宣言**」など、地方自治体との様々な連携を推進。



文化庁長官と登壇都市首長等による「創造都市ネットワーク日本 自治体サミット宣言」（平成26年10月30日）

【創造都市ネットワーク日本 自治体サミット宣言】

東京オリンピックパラリンピックを契機として、日本の文化的な景観や資産を活かしたまちづくりを進め、芸術フェスティバルを積極的に世界発信すること等を確認。そのためのネットワークの拡大を宣言。

文化芸術創造都市（クリエイティブシティ）

文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興、地域活性化の取組。2020年に向けて全国津々浦々で、文化プログラムを実施する際に核となることを期待。

39 . 和食・和の文化の発信強化

【概要】

大会に関連した日本食・食文化の発信を進めるため、選手村等での料理提供等について、有識者を交えた検討を平成26年11月より開始。また、施設等への木材利用の促進を図るため、東京都、組織委員会、国で構成する連絡調整会議（第2回）を平成27年5月に実施し、引き続き連絡調整を継続。さらに、国産花きの安定供給体制の整備に向けた検討会を平成27年5月に開催し、真夏における産地の適応性試験等を開始。

我が国の農林水産物・食文化による「おもてなし」

和食で

○ 和食で日本の文化を味わってもらおう

- ・平成25年にユネスコ無形文化遺産に登録された和食の魅力を最大限に発信
- ・選手村等における国産農林水産物の提供
- ・国産・地域食材を積極的に使用している飲食店の紹介
- ・外国人のニーズに対応したメニュー開発
- ・飲食店における多言語表記の推進
- ・近隣市場を活用した食材や和食の提供・発信



和の空間で

○ 木づかいで東北の復興と日本らしさを発信

- ・木材利用で環境に配慮した大会運営を印象づけ
- ・大会施設や選手村等の木造化、内装木質化
- ・木製表彰台、木製椅子の整備等
- ・CLT（直交集成板）等先端的な木材製品技術の活用



CLTを活用した建築物



○ 国産畳等の活用で日本らしい大会を演出

- ・日本文化を体感できる「和の空間」の設置
- ・茶道、華道等の体験等も実施
- ・入場先導、メダル授与補助等で和装（純国産絹製品の着物着用）女性の活用
- ・いざの柔道畳復活でレガシーの継承に貢献

農山漁村で

○ 農山漁村で日本の文化を感じてもらおう

- ・外国語、習慣、宗教等にも対応できる農家民宿等の受入体制の構築
- ・農山漁村の魅力を満喫できる体験プログラムの構築（郷土料理、収穫体験、森林レクリエーション等）
- ・外国人旅行者への農家民宿や体験プログラムに関する情報発信体制の構築



花で

○ 世界最高水準の日本の花で日本らしさを演出

- ・主要都市の空港・駅・公共施設におもてなしの花を設置
- ・マラソンの沿道、表彰台（ピクトリーブーケ）、選手村の食堂等を花で演出
- ・国産花きを安定的に生産・供給できる体制の整備



地球に優しく

○ 「もったいない」精神で環境五輪を印象づけ

- ・食品ロスを削減する「もったいない」運動の展開
- ・選手村の食堂等の食器等にバイオプラスチック製品を活用



40-a . クールジャパンの効果的なPRの実施

【概要】

クールジャパンの効果的なPRとして、日本の魅力を海外に向け、外国語で情報発信している政府関係機関や民間事業者同士の連携強化のためのネットワーク構築等に着手。大会に併せたクールジャパンの効果的な発信の在り方の検討の一環として、対象となりうるイベントの特定にむけた検討作業を開始。あわせて、平成27年度において更なるクールジャパン資源の発掘に取り組む。

従来、以下の例をはじめとする各種のクリエイティブ関連イベントを実施。こうした取り組みをはじめ、各種のイベントを一体的に実施することで、日本の魅力を効果的に発信。

ファッション分野



デザイン分野



コンテンツ分野



40-b . クールジャパンの効果的なPRの実施

【概要】

クールジャパン戦略の深化を目的に、平成27年1月より、官民メンバー参加の下、「クールジャパン戦略推進会議」を開催。「クールジャパン戦略深化のための5つの視点」に基づき、「民間の取組モデル」と「政府の今後の取組」を、「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」として取りまとめ

クールジャパン戦略深化のための5つの視点

1. 様々な取組に横串を刺し、デザイン視点での編集によって魅力を高める。
2. 官民の活動を俯瞰し、相互に連携させる。
3. 世界中から日本に人材を引きつける「人材ハブ」を構築する。
4. 日本の魅力を外国人目線で再編集し、外国人と協働して発信・展開する。
5. 地方の魅力を、海外で受け容れられるようにプロデュースする。

クールジャパン戦略深化のための
民間と政府の取組

民間の4つの取組モデル - プロジェクトアイデア -

政府の支援も活用しつつ、民間において以下のプロジェクトが具体化されることを期待

デザイン分野 海外のデザイン人材を取り込むため、「デザインラボ/スクール」を設立する。

コンテンツ分野 音楽業界一体となった海外進出を後押しする「エージェント組織」及びコンテンツ利活用の拠点を設定する。

食分野 「食の大学院」や「重点都市拠点」等の設立を通じ、日本食の魅力を発信するシステムを構築する。

地方・観光分野 地方の魅力の発掘・磨き上げを行う「ローカル・クールジャパン・プロデュース事業」体制を設立する。

政府の5つの横断的取組 - アクションプラン -

1. 官民連携プロジェクトを組成するため、「官民連携プラットフォーム」を創設する。
2. 各分野の人材・情報の集積・発信拠点の構築を目指す民間の取組を、政府が連携して支援する。
3. 日本ファンの外国人などをアンバサダーとしてネットワーク化する。
4. ジェトロ等や地方自治体と連携し、地方におけるクールジャパン相談窓口を整備する。
5. 地域プロデューサーをリスト化し、地方に情報提供する。

上記を含め、「情報発信」、「海外展開」、「インバウンド振興」、「地方の魅力の発掘・発信」に係る合計32の取組を実施。

41 . 環境配慮の推進

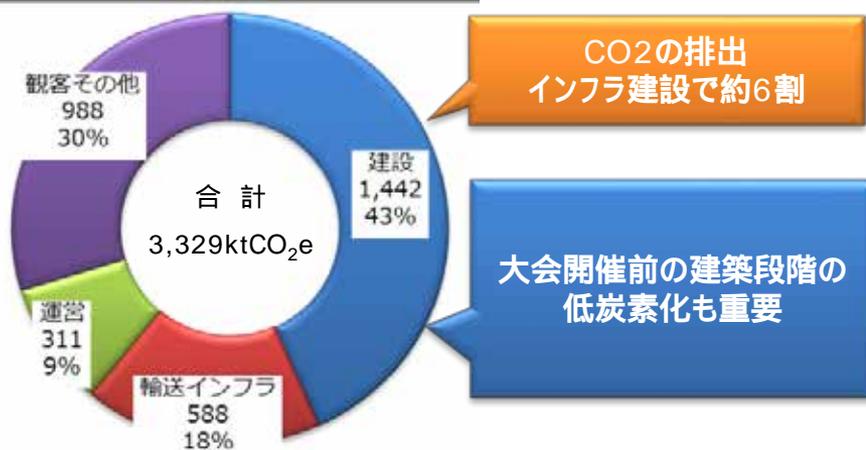
【概要】

今後、東京都市圏における低炭素化やヒートアイランド対策などの効果の定量的な評価検証等に取り組む。

「環境にやさしい大会」の実現

(例) ロンドン大会における低炭素化の分析

ロンドン2012大会のカーボンフットプリント



- ロンドン大会では、合計3.3MtCO₂eのうち、**約6割が会場の建設及び輸送インフラの建設による排出**。準備段階から大会終了までの7年間の大会に関連するCO₂総排出量。原料の採鉱から資材等の製造段階、建設段階までの負荷量。

「環境都市東京」の実現

■環境省 平成27年度予算

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた統合的アプローチによる都市圏低炭素化評価検証等

【検討内容】

とりわけ環境負荷が大規模に集積している東京都市圏のインフラを低炭素化・環境負荷低減の観点から検討する。

東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業

【検討内容】

夏期の大規模イベント等における熱中症対策に関する現状や知見を収集し、対策指針等を作成する。

沿岸域環境改善技術評価事業

【検討内容】

東京湾の環境改善に向けて、小規模な環境改善技術の実証試験により効果等を評価し、実現可能性の観点も含めた効率的な改善方を検討する。

東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業

【検討内容】

オリンピックを契機とし、東京都市圏において統一分別ラベル導入の検討を進めることにより、3Rの促進を図り、環境にやさしいオリンピック、環境都市東京の実現を目指す。

東京オリンピック・パラリンピックにおけるグリーン購入促進検討事業

【検討内容】

東京オリンピック・パラリンピックの調達基準の策定に際して、グリーン購入に関する技術的検討及び支援を行う。

42-a. アスリート・観客の暑さ対策の推進

【概要】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、暑さが厳しい時期に開催され、多くの外国人が訪れることが予定されることから、平成27年5月に「東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係省庁等連絡会議」を設置し、大会の暑さ対策を推進。同年8月を目途に中間とりまとめ予定。

関係省庁等連絡会議

座長 平田竹男 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
 構成員 内閣官房オリパラ推進本部事務局、消防庁、文部科学省研究開発局、文部科学省スポーツ・青少年局、厚生労働省（健康、食品安全、災害対策担当）、経済産業省商務情報政策局、国土交通省道路局、気象庁総務部、環境省水大気環境局、環境省総合環境政策局環境保健部（審議官級）
 東京都環境局次長、東京都オリンピック・パラリンピック準備局施設輸送担当部長
 組織委員会国際渉外・スポーツ局長、大会準備運営局長、会場整備局長、施設整備調整局長

スケジュール

平成27年7月 第2回関係省庁等連絡会議

・関係省庁等における取組状況及び今後の取組方針の報告

平成27年8月 第3回関係省庁等連絡会議

・中間とりまとめ
以後、適宜検討を継続

様々な暑さ対策をパッケージ化

1. 競技会場等の暑さ対策
2. 多様な情報発信・啓発活動の実施
3. 救急医療体制の整備
4. 熱中症対策等に係る予測技術開発
5. 暑さ対策に係る技術開発等

42-b. アスリート・観客にやさしい道づくり

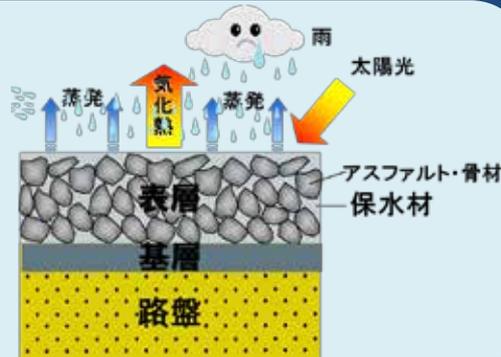
【概要】

アスリート・観客の暑熱対策として、路面温度上昇抑制機能を有する舗装等について、マラソンコース等での整備に向け、国土交通省と東京都等が連携しつつ検討中。国土交通省において、平成27年4月に「アスリート・観客にやさしい道の検討会」（事務局：国土交通省道路局）を設置し、具体的な検証を進める予定。

「路面温度上昇抑制機能を有する舗装技術」

保水性舗装

舗装の空隙に保水材を充填し、それに吸収された水が蒸発散する際の気化熱によって路面温度を低減する舗装



「施工例」

国道246号（千代田区永田町）
車道部（保水性舗装）

路面温度を **5～12℃低減**

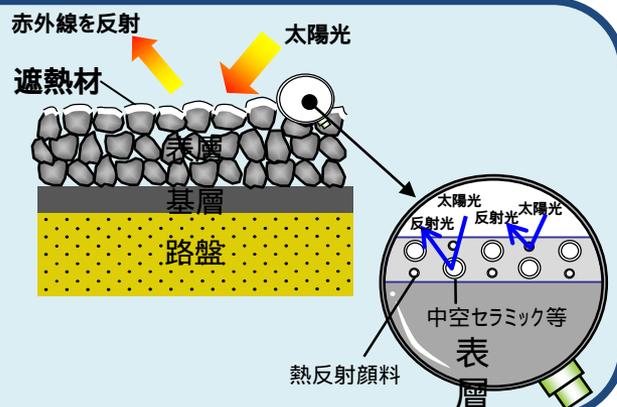
体感温度を約1 低減



地上1.5mの高さで計測した気温

遮熱性舗装

表面で光を反射させて路面温度の上昇を抑制する舗装



43 . 大会と連携した水素・燃料電池の活用

【概要】

「水素・燃料電池戦略協議会」において、水素社会実現に向けた関係者の取組を示したロードマップを平成26年6月にとりまとめ。水素社会の実現に向けた東京戦略会議（東京都）等と連携。現在は、燃料電池自動車や定置用燃料電池等の普及に向けた施策を実施するとともに、水素ステーションの整備を円滑に進めるため、規制改革会議において必要な規制見直しの検討を進めているところ。

ロードマップに示された東京オリンピック・パラリンピック競技大会における水素・燃料電池の活用イメージ



< 水素ステーション >



< 燃料電池自動車（FCV） >

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で
水素の可能性を世界に発信



< 定置用燃料電池 >



[出典] メーカー等PR資料より引用

国と東京都の連携

水素燃料電池戦略協議会 経済産業省

座長 柏木孝夫 東京工業大学 特命教授
平成25年12月設置
平成26年6月
水素・燃料電池戦略ロードマップ策定

連携

水素社会の実現に向けた 東京戦略会議 東京都

座長 橘川 武郎
一橋大学 大学院商学研究科 教授
平成26年 5月 設置
平成26年11月 中間まとめ策定

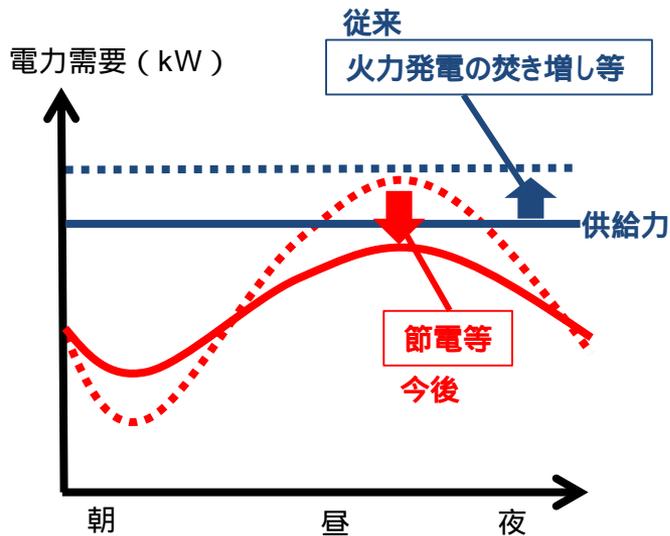
44 . スマートコミュニティの展開

【概要】

「次世代エネルギー・社会システム協議会」を平成26年4月及び5月に開催し、これまでのスマートコミュニティ実証事業の成果と今後の課題を整理。さらに、エネルギー利用データを活用したネガワット取引を創出するため、平成27年3月にネガワット取引ガイドラインを策定した。また、地産地消型のエネルギーシステムのモデル事業を実施中。

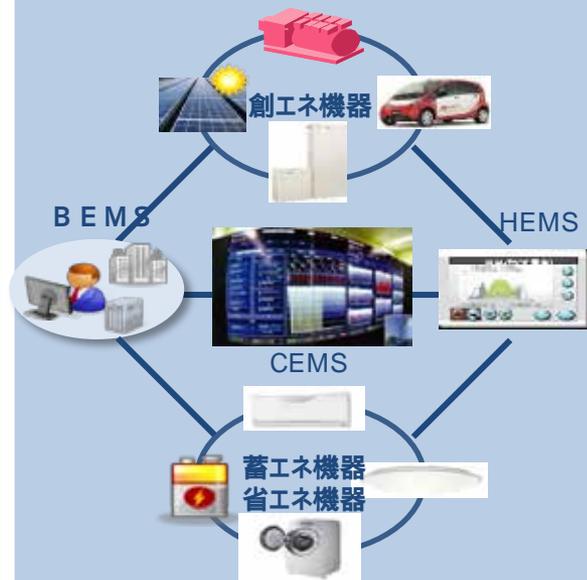
エネルギー供給の効率化

ディマンドリスポンス等によりピーク時の節電等を促すことで、火力発電の焼き増し等によらず、需給を調整可能。



スマートコミュニティ

需要家サイドに導入された創エネ機器を有効に活用



需要を効率的に制御

< 平常時 >

省エネルギー

需給の状況に応じて、創エネ・蓄エネ・省エネ機器等を、快適さを損ねずに最適運転。

< 非常時 >

エネルギー供給の確保

災害時等には、再生可能エネルギーやコージェネレーション等の分散型電源によって、コミュニティ内でのエネルギー供給が可能。

45 . 社会全体のICT環境の整備

【概要】

大会以降の我が国の持続的成長も見据えつつ、新たなイノベーションを世界に発信するため、スマートフォンや交通系ICカード、クラウド技術等を活用し、「無料公衆無線LAN環境の整備促進」、「ICTを活用した多言語対応」、「4K・8Kや属性に応じた情報提供を可能とするデジタルサイネージの推進」、「放送コンテンツの海外展開」、「情報共有や人材育成を通じた世界に先駆けたサイバーセキュリティ基盤の構築」等社会全体のICT化の推進方策について、産学官共同で検討する2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」において検討を進めており、本年夏頃を目途に中間とりまとめ予定。

「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」

1 . 検討項目

(1) 社会全体のICT化の推進に向けたアクションプラン

実現を図るべき事項

(無料公衆無線LAN環境の整備促進、ICTを活用した多言語対応、4K・8Kや属性に応じた情報提供を可能とするデジタルサイネージの推進、放送コンテンツの海外展開、情報共有や人材育成を通じた世界に先駆けたサイバーセキュリティ基盤の構築等)

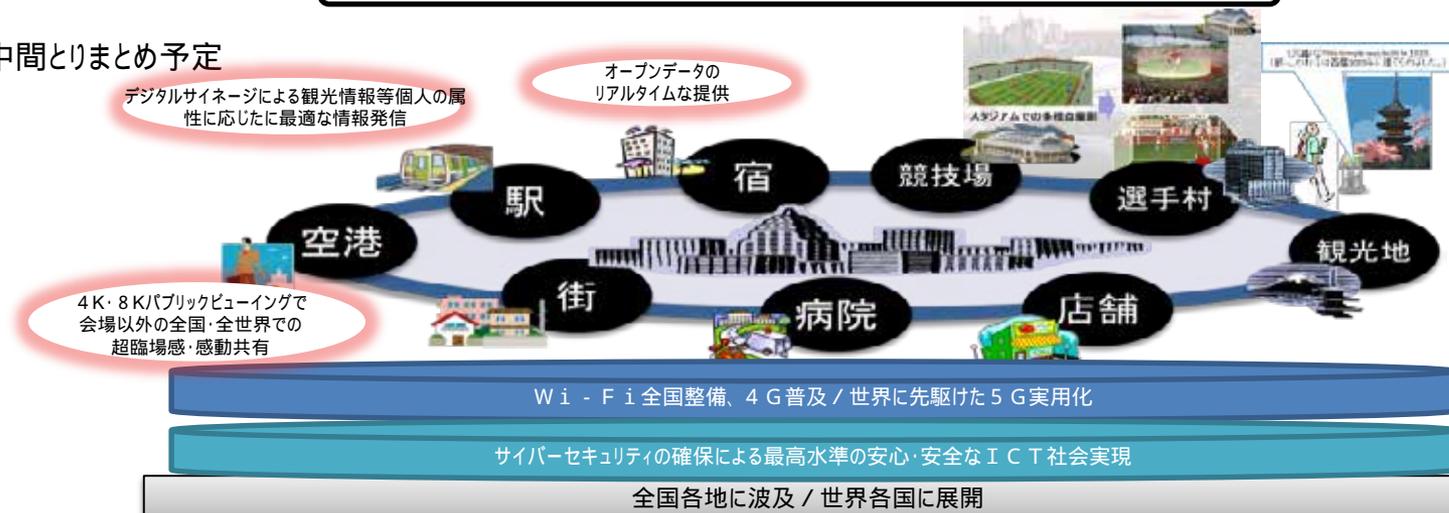
目標とすべき時期

(2) 官民の役割分担

2 . スケジュール

本年夏頃を目途に中間とりまとめ予定

入国から移動・滞在・出国まで一貫した行動のシームレスの実現



46. 大会における最新の科学技術活用の具体化

【概要】

内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）の下に有識者による「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた科学技術イノベーションの取組に関するタスクフォース」を開催し、大会に向けた9つのプロジェクトに関する実施計画書を取りまとめ、総合科学技術・イノベーション会議への報告を踏まえ、官民一丸となって大会での活用シーンを踏まえて取組を具体化した「事業計画」を平成27年度中に取りまとめる予定。

Innovation for Everyone 2020

～ すべての人が主役になれる社会づくりへ ～

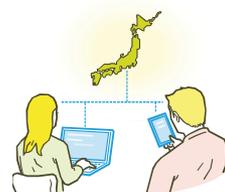
スマートホスピタリティ

海外からの来訪者に、移動や会話に伴うストレスのない、やさしい誘導を



感染症サーベイランス強化

感染症の発生をすばやく察知・公開し、健康的な暮らしを守る



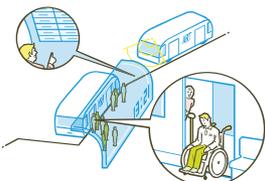
社会参加アシストシステム

障害者・高齢者が普通に社会参加するアシストを



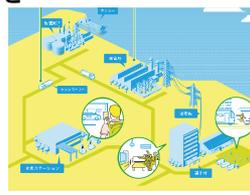
次世代都市交通システム

すべての人に優しく、使いやすい移動手段を



水素エネルギーシステム

水しか排出しない最新エネルギーで、移動・暮らしに次のクリーンを



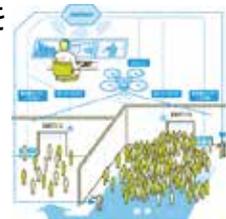
ゲリラ豪雨・竜巻事前予測

ゲリラ豪雨が降りだす前に、人々へお知らせ



移動最適化システム

ビッグデータでヒトの流れをスムーズにし、安全で快適なおもてなしを



新・臨場体験映像システム

臨場感あふれる映像技術が生み出す「ワクワク」を、世界中の人と一緒に



ジャパンフラワープロジェクト

最先端技術を活用し、夏でも多くの国産の花で街に彩りを



47 . 記念貨幣の発行等に向けた調査検討

【概要】

(独)造幣局と連携し、オリンピック・パラリンピック記念貨幣の発行等に向けて事例調査や検討を実施中。

1.TOKYO2020立候補ファイル(平成25年1月7日 国際オリンピック委員会 (IOC) に提出)

7.6.2 オリンピック記念貨幣発行の保証

- ・ 過去、日本国内で開催された大規模スポーツ・イベントにおいて、記念貨幣が発行されている。
- ・ IOCに対するロイヤリティは、販売収益の中から大会組織委員会を通じて支払われる。
- ・ 2020年東京オリンピック競技大会の記念貨幣の発行については、日本国財務大臣が保証している。

2.過去の発行例

東京オリンピック
昭39(1964)
(2種)

千円
銀貨幣



百円
銀貨幣



札幌オリンピック
昭47(1972)
(1種)

百円
白銅貨幣



長野オリンピック (9種)
平10(1998)

一次



二次



三次



一万円
金貨幣

五千円
銀貨幣

五百円
白銅貨幣



48 . 大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討

【概要】

全ての都道府県及び指定都市において、協賛宝くじを発売予定。また、記念切手の発行について、日本郵便（株）及び組織委員会と調整中。寄附金付切手の発行については、同切手の発行を可能とするための特別措置法が平成27年5月に成立（同年6月施行）。

1 協賛宝くじ

宝くじの発売団体である全ての都道府県及び指定都市は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて協賛宝くじを発売する予定（具体的な発売時期、方法等については、発売団体間において、今後検討）。

2 記念切手の発行等

総務省において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する記念切手の発行について、関係省庁、日本郵便（株）及び組織委員会と調整中。

（参考） 過去、日本で開催されたオリンピック等においては、いずれも記念切手を発行。

・東京オリンピック	1億8,000万枚
・札幌オリンピック	1億3,500万枚
・長野オリンピック	7,850万枚（パラリンピックを含む）

～ 国内開催のオリンピック記念切手発行に際し、ロイヤリティの支払義務が発生するのは今回が初めてであり、発行条件等について要調整。

想定スケジュール（2020年の発行の場合）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の記念切手は、2020年度に発行される記念切手と同じ手続を経ることとなる予定。

- ・2018年11～12月頃 関係省庁からの推薦
- ・2019年10～11月頃 日本郵便において2020年度発行計画発表
- ・2020年 記念切手販売開始

寄附金付切手の発行については、同切手の発行を可能とするための東京大会に係る特別措置法が成立。

49 . 記念自動車ナンバープレートの発行検討

【概要】

自動車ユーザーの希望に応じて、図柄入りナンバープレートに交換できる制度を創設する「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成27年6月に成立。また、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレート実施本部」を平成26年2月に設置し、現在、実施に向けた具体的方策を検討するとともに、関係者との調整を実施中。

- ・オリンピックに向けて国民的機運の醸成、意識の高揚を図る観点から、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様のデザインを施した自動車のナンバープレートを期間限定（2020年までの間）で希望する者に対し、全国において交付する。

- ・当該ナンバープレートの交付に合わせて募集される寄付金を活用して、大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備（バス・タクシー等のバリアフリー化、IT化、新技術等）を促進する仕組みを構築する。

< 他国における過去の実施例 >



2010年バンクーバー五輪
(カナダ：ブリティッシュコロンビア州発行)



1996年アトランタ五輪
(アメリカ：ジョージア州発行)

検討状況

- ・自動車ユーザーの希望に応じて、図柄入りナンバープレートに交換できる制度を創設する「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成27年6月に成立。
- ・五輪特別ナンバープレートの実施に向けた具体的な方策を検討するため、本部長・本部長代理（副大臣）、副本部長（大臣政務官）、本部員（事務次官、技監、国土交通審議官、関係局長等）から構成される「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレート実施本部」を平成26年2月に設置し、基本スキーム、交付方法、デザインの決定方法等について検討を行っているところ。

今後の予定

- ・関係機関と調整を行うとともに、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレート実施本部」において、実施に向けた具体的な方策の検討を進める予定。
- ・五輪特別ナンバープレートは、平成27年度のできるだけ早期に交付開始予定。

50 . 知的財産保護のあり方検討

【概要】

知的財産保護に係る国と組織委員会との打ち合わせを平成26年に開催し、大会に関連する知的財産保護のあり方について意見交換を実施。不正競争防止法及び商標法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を引き続き実施。

商標法に基づくオリンピック関連標章の保護

商標法第4条第1項第6号及び第4条第1項第11号により商標登録が認められない例

条文の説明	オリンピック関連標章の例
<p>著名な国・地方公共団体の標章、公益事業に関する標章等と同一又は類似の商標は登録を受けることができない（6号）</p>	<p>「オリンピック」「OLYMPIC」</p> 
<p>同一又は類似する他人の商標が先に登録されている場合は登録を受けることができない（11号）</p>	<p>「TOKYO 2020」 登録番号：登録第5626678号 権利者：一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 指定商品・役務：全ての指定商品及び指定役務の分類について登録</p>  <p>登録番号：国際登録第1128501号 権利者：IOC 指定商品・役務：全ての指定商品及び指定役務の分類について登録</p>

51 . 受動喫煙防止対策の推進

【概要】

過去の大会開催国等における受動喫煙の防止対策について、海外事例の追加調査を実施し、分析中。また、平成27年6月22日、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣から厚生労働大臣に対して、厚生労働省と内閣官房オリパラ室が協力して、2020年に向けた受動喫煙防止対策に取り組むよう要請。具体的な受動喫煙防止対策の強化策を引き続き検討中。

五輪開催地及び開催予定地の法規制の状況

開催年	2008年		2010年		2012年		2014年		2016年		2018年		2020年	
都府県名	中国	北京	カナダ	バンクーバー	英国	ロンドン	ロシア	ソチ	ブラジル	リオ	韓国	平昌	日本	東京
法令施行年	-	1996年 2008年	1989年 (最終改正 2007年)	2010年	2007年 (イング ランド於)	-	2013年	2010年 2012年	1996年 (最終改正 2011年)	(州) 2009年 (市) 1978年～ 2006年の間、 関連条例を 8本制定	1995年	2013年	2003年	-
対象者	-	市民 施設管理者	国民 施設管理者	市民 施設管理者	国民 施設管理者	-	国民 施設管理者 販売者	市民 施設管理者	国民	市民 施設管理者	国民 施設管理者	郡民 郡守(1)	施設管理者 (事業者)	-
罰則の有無(2)	-					-		×					×	-

(1) 「郡」とは、広域市や道の管轄区域内に置かれる基礎自治団体であり、「郡守」とは、郡に置かれる長である。(2) 行政処分を含む。

全ての五輪開催地及び開催予定地において、強制力を持った法令上の措置が講じられている。
* 但し、対象施設の範囲や規制のレベルには相違がある。

(参考)

WHOとIOCとの合意(2010年)

○ 世界保健機関(WHO)と国際オリンピック委員会(IOC)は、身体活動を含む健康的な生活習慣を選択すること、すべての人々のためのスポーツ、たばこのないオリンピック及び子どもの肥満を予防することを共同で推進することについて合意した。(2010年7月21日ローザヌ)

52 . 式典等大会運営への協力検討

【概要】

国旗掲揚、飛行展示（ブルーインパルス）や国歌演奏（音楽隊）など式典等大会運営への協力について検討を開始。

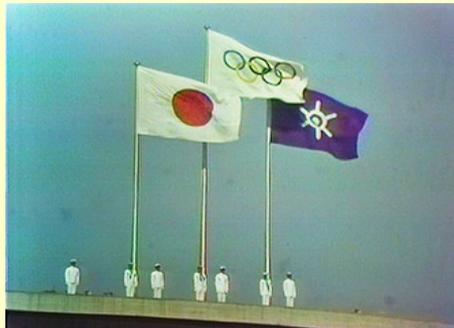
【具体的な取組（過去の実績を踏まえ現時点で想定されるもの）】

国旗掲揚

飛行展示（ブルーインパルス）：カラスモーク再開に向けた調査研究

国歌演奏：陸自中央音楽隊の演奏服の検討 等

国旗掲揚



【写真：NHKオンライン】

飛行展示



【写真：毎日 . J p】

国歌演奏



過去の支援実績

東京オリンピック（1964年）： 奏楽、祝砲、開閉会式・表彰式支援（含ブルーインパルス飛行展示）

札幌オリンピック（1972年）： 奏楽、祝砲、開閉会式・表彰式支援

長野オリンピック（1998年）： 奏楽、国旗等の掲揚、開会式支援（含ブルーインパルス飛行展示）

53 . 建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置

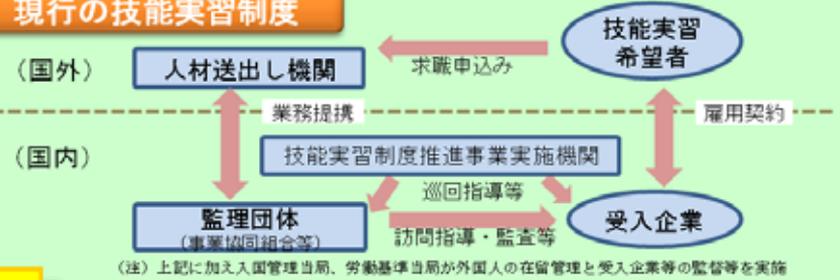
【概要】

大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、国内での人材確保に最大限努めることを基本としつつ、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図る「外国人建設就労者受入事業」を平成27年4月から開始した。

技能実習の流れ



現行の技能実習制度



新たな外国人材活用の流れ



新たな特別の監理体制 (本図は再入国の場合)

